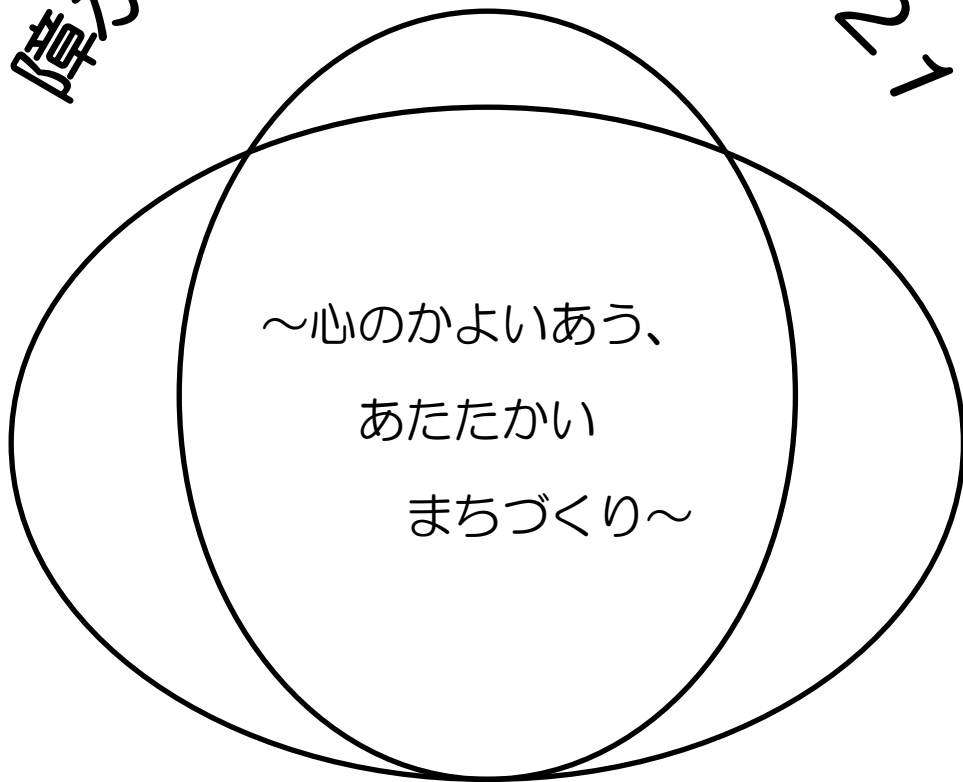


(仮称)登別市障がい者支援プラン (案)

～登別市障がい者福祉計画・第4期登別市障がい福祉計画～
平成27年度 ～ 平成29年度

障がい者”輝き”プラン21



北海道登別市

目 次

I	（仮称）登別市障がい者支援プラン策定の趣旨	
1	趣旨	1
2	国・北海道の動向	2
II	計画の基本理念	3
III	計画の位置づけ・期間	
1	計画の位置づけ	3
2	計画の期間	3
IV	基本的な考え方	5
V	平成29年度の目標値の設定	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	6
2	福祉施設から一般就労への移行	6
3	就労移行支援事業の利用者数	6
4	就労継続支援事業の利用者数	6
VI	当市の障がい者の状況	
1	身体障がい者の状況	7
2	知的障がい者の状況	8
3	精神障がい者の状況	9
4	難病患者等の状況	10
VII	計画の体系	11
	第1章 障がいへの理解の促進	
1	障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進	12
2	ユニバーサルデザインの普及啓発	15
	第2章 生活支援の充実	
1	生活支援体制の整備	16
2	在宅支援の充実	19
3	施設による支援の充実	25
4	ボランティアの育成と活動の充実	28

第3章 保健・医療の充実	
1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）	30
2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）	32
3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）	34
4. 難病施策の充実	35
第4章 療育・教育の充実	
1. 療育・幼児教育の充実	36
2. 教育施策の充実	38
3. 福祉教育の推進	40
第5章 就労支援の充実	
1. 雇用の促進	42
2. 就労支援の充実	44
3. 福祉的就労への支援	46
第6章 社会参加の促進	
1. 社会参加の促進	47
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	49
第7章 生活環境の整備	
1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進	51
2. 住宅・生活環境の整備	53
3. 道路・公園施設の整備	55
4. 移動・交通安全対策の充実	56
5. 防災・安全対策の充実	58
第8章 情報提供の充実	
1. 情報提供の充実	59
VII 推進体制	61
IX 資料	
1. 第3期登別市障がい福祉計画における平成26年度の数値目標 に対する達成状況	62
2. サービスの利用状況	63
3. 福祉に関するアンケート調査について	66
4. 市内障害福祉サービス事業所	82
5. 市内障害児通所支援事業所	82
6. 用語の説明	83

※「障害」と「障がい」の表記の違いについて

本計画では、法令等に基づくもののほか、団体名などの固有名詞については、「障害」「障害者」「障害児」と表記し、それ以外の単語や熟語として「障害」を表現する場合は「障がい」「障がい者」「障がい児」と表記しています。

I （仮称）登別市障がい者支援プラン策定の趣旨

1 趣 旨

市は、「完全参加と平等」をテーマとした昭和５６年の「国際障害者年」を契機に、昭和５７年に障がい者施策に関する初の長期計画である「障害者に関する長期行動計画」、平成３年に「障害者のまちづくり指針」、平成１１年に障がい者施策を総合的に取り組むための「障がい者福祉計画」を策定（平成１８・２５年に計画見直し）し、障がい者施策の基本的考え方である「障がいのある人もない人もお互いを尊重しあえる社会づくり」の普及や障がい者の社会参加への支援などを進めてまいりました。

また、平成１８年に障害福祉サービス量等の必要見込量と、その見込量を確保するための方策及び障がい者の地域生活を支援する施策を定めた「登別市障がい福祉計画」を策定（平成２１・２４年に計画見直し）して、当市におけるサービス提供体制等の計画的な整備に努めてまいりました。

この間、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されたほか、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような社会情勢の変化を踏まえ、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための当市における障がい者施策を、総合的かつ計画的に推進するため、これまでの「障がい福祉計画」と「障がい者福祉計画」を一本化した（仮称）「登別市障がい者支援プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、計画期間の平成２９年度以降を見据え、障がいのある方の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活の継続支援にも目を向け、将来にわたって障がいのある方とその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めてまいります。

2 国・北海道の動向

国は、「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るため、計画期間である概ね5年間に講ずべき障がい者施策の基本的な方向を定めた「障害者基本計画」（平成25年度～29年度）を策定しました。

近年、国においては、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年の障害者基本法の改正では、日常生活や社会生活において障がい者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるとするいわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。また、障害者総合支援法の制定や、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として障害者差別解消法が制定されました。こうした国内法の整備を受け平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなりました。

一方、北海道では、平成15年に策定した「北海道障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）の考え方を基本としながら、平成25年度に「第2期北海道障がい者基本計画」（平成25年度～平成34年度）を策定し、これまでの障がい者施策の変遷や、国が進めている「障害者の権利に関する条約」の締結などに向けた制度改革の動き、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「北海道障がい者条例」という。）の推進状況などを踏まえ、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図ることとしております。

Ⅱ 計画の基本理念

本計画は、近年の障がい者を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現を目指すことを基本理念とします。

Ⅲ 計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法で策定することとされている当市の障がい者のための施策に関する基本的な計画及び、障害者総合支援法に基づき、当市の障害福祉サービスの必要見込み量などをまとめた計画です。

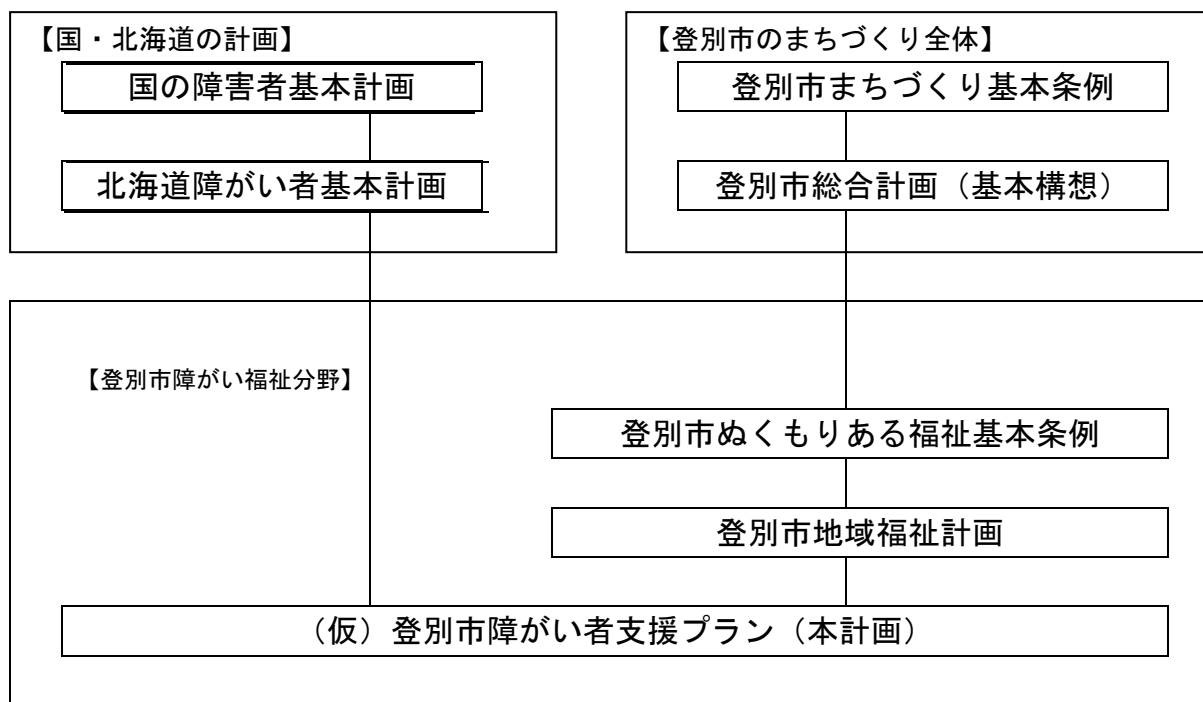
また、「登別市総合計画第2期基本計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度）の「やさしさと共生するまち」及び、「登別市地域福祉計画」（計画期間：平成25年度～平成27年度）の「やさしさに満ちたまちづくり」などの関連する分野を具現化する計画として位置づけます。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

なお、本計画期間である3年間に社会情勢や福祉環境などの変化により、新たな施策の取り組みや計画の見直しが必要となった場合には、平成30年度からの新しい計画への反映や本計画の見直しなど、柔軟に対応することとします。

【参考】計画の位置づけ



【参考】計画の期間

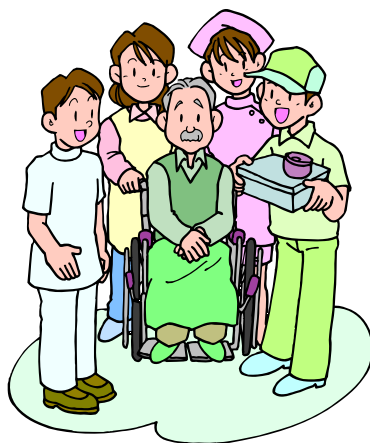
平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
第 1 期登別市地域福祉計画			第 2 期登別市地域福祉計画	
登別市障がい者福祉計画		(仮) 登別市障がい者支援プラン		
第 3 期登別市障がい福祉計画				

IV 基本的な考え方

本計画の基本理念である「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し
支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すため、次の事項を基本的な考
え方とします。

- 1 すべての障がい者が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できること。
- 2 すべての障がい者が可能な限り希望する生活を選択できること。
- 3 すべての障がい者が可能な限り意思疎通手段（手話を含む）を選択でき、情報
の取得や利用のための手段が選択できること。
- 4 障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為がなく、社会的障壁の除去
について、必要かつ合理的な配慮がなされること。

※社会的障壁…障害者基本法第2条第2号において、「障害がある者にとって日常
生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事
物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とされています。



V 平成29年度の目標値の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	基本目標値	備 考
現入所者数 (A)	75人	平成26年4月1日現在入所者数です。
目標年度入所者数 (B)	71人	平成29年度末の利用人員見込です。
減少見込数 (A-B)	4人	平成26年度からの減少見込数です。
地域生活移行目標数	10人	平成29年度末までに施設からグループホーム等の地域生活に移行する人の目標数です。

2 福祉施設から一般就労への移行

項 目	基本目標値	備 考
年間一般就労移行者数	0人	平成25年度中に福祉施設を退所し、一般就労した人の数です。
平成29年度末までの一般就労移行目標数	5人	平成29年度までに福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の目標数です。

※ 年2～3名程度を、福祉施設から一般就労へ移行させるものです。

3 就労移行支援事業の利用者数

項 目	基本目標値	備 考
目標年度の福祉施設利用者数	360人	平成29年度末の福祉施設の利用者数です。
目標年度における就労移行支援の利用者数	18人 (5%)	平成29年度末の就労移行支援の利用者数です。

4 就労継続支援事業の利用者数

項 目	基本目標値	備 考
目標年度の就労継続支援 (A型、B型) の利用者	163人	平成29年度末の就労継続支援 (A型、B型) の利用者数です。
目標年度の就労継続支援 (A型) の利用者数	32人 (20%)	平成29年度末の就労継続支援 (A型) の利用者数です。

VI 当市の障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障がい者の数

身体障害者手帳所持者は、平成21年度から平成25年度までの間で187名の減少となっています。

これは単純に身体障がい者が減少したわけではなく、平成22年度からこれまで死亡等により手帳の返還手続きがされていなかった方の台帳整理を実施したことや、人口の減少によるものと考えられます。人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は平成14年度以降5%前後で推移しています。

(単位：人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25
手帳所持者数	2,739	2,640	2,542	2,528	2,552
市の人口	52,199	51,892	51,474	50,985	50,613
人口割合(%)	5.25	5.09	4.94	4.96	5.04

※「手帳保持者数」は、各年度3月末の身体障害者手帳所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 障がいの種類及び程度

障がいの種類別を平成25年度でみると、肢体不自由が1,588名(62.2%)で最も多く、次いで内部障害が630名(24.7%)、聴覚・平衡障害が181名(7.1%)、視覚障害が121名(4.7%)、音声・言語等障害が31名(1.2%)の順となっています。障がいの等級は、1級が726名(28.4%)で最も多く、次いで4級が694名(27.2%)、3級が418名(16.4%)、2級が395名(15.5%)、5級が179名(7.0%)、6級が140名(5.5%)の順となっており、重度の障がい者(障害等級1・2級)は、全体の43.9%を占めています。

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
1級	45	4		252	425	726
2級	35	24	※1	328	※7	395
3級	9	26	18	278	87	418
4級	6	54	12	511	111	694
5級	19	3		157		179
6級	8	70		62		140
合計	122	181	31	1,588	630	2,552

※斜線は、制度上障害等級がない箇所。

※音声・言語機能咀嚼機能障害の2級及び内部障害の2級は、制度上では該当する等級がありませんが、他の障がいと重複すること、かつ同障がいの等級が他の障害より高い場合、総合等級2級とされる場合があります。

2 知的障がい者の状況

(1) 知的障がい者の数

療育手帳の所持者は、平成21年度から平成25年度までの間で21名の増加があります。人口に占める療育手帳所持者の割合は、平成19年度から平成24年度までは0.6%台でしたが、平成25年度は0.7%を超えています。

※本計画では、療育手帳所持者を「知的障がい者」としています。

(単位：人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25
手帳所持者数	336	327	336	319	357
市の人口	52,199	51,892	51,474	50,985	50,613
人口割合(%)	0.64	0.63	0.65	0.63	0.71

※「手帳所持者数」は、各年度3月末の療育手帳所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 知的障がいの判定

知的障がいの判定を平成25年度でみると、最重度・重度（A判定）が141名（39.5%）、中度・軽度（B判定）は216名（60.5%）となっています。

3 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者の数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成21年度から平成25年度までの間で19名の減少となっていますが、精神疾患と診断され入院・通院している方は312名の増加となっています。

人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は0.5%前後で推移していますが、精神障がい者数では3%前後となっています。

※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、『精神障害者』とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」とされているので、本計画では精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、精神疾患により入院・通院している方を含めて、「精神障がい者の数」としています。

(単位：人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25
精神障がい者数	1, 321	1, 644	1, 492	1, 917	1, 633
手帳所持者数	294	251	238	282	275
市の人口	52, 199	51, 892	51, 474	50, 985	50, 613
人口割合 (障がい者数 %)	2. 53	3. 17	2. 90	3. 76	3. 23
人口割合 (手帳所持者数 %)	0. 56	0. 48	0. 46	0. 55	0. 54

※「精神障がい者数」は、各年度12月末時点で入院又は通院している人数の合計(手帳所持者含む)

※「手帳所持者数」は、各年度3月末の精神障害者保健福祉所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の等級

精神障害者保健福祉手帳の等級を平成25年度でみると、1級が53人(19.3%)、2級が176人(64.0%)、3級は46人(16.7%)となっています。

4 難病患者等の状況

(1) 難病患者等の数

難病等により（対象疾患に罹患し）、障がいがある方は、平成24年度が493名、平成25年度が497名となっています。

人口に占める難病患者等の割合は0.9%台で推移しています。

※難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。

(単位：人)

区分	H24	H25
難病患者等	493	497
市の人口	50,985	50,613
人口割合(%)	0.97	0.98

※「難病患者等」は、各年度12月末の人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

Ⅶ 計画の体系

- | | |
|----------------|---|
| 第1章 障がいへの理解の促進 | 1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進
2. ユニバーサルデザインの普及啓発 |
| 第2章 生活支援の充実 | 1. 生活支援体制の整備
2. 在宅支援の充実
3. 施設による支援の充実
4. ボランティア活動と育成の充実 |
| 第3章 保健・医療の充実 | 1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）
2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）
3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）
4. 難病施策の充実 |
| 第4章 療育・教育の充実 | 1. 療育・幼児教育の充実
2. 教育施策の充実
3. 福祉教育の推進 |
| 第5章 就労支援の充実 | 1. 雇用の促進
2. 就労支援の充実
3. 福祉的就労への支援 |
| 第6章 社会参加の促進 | 1. 社会参加の促進
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 |
| 第7章 生活環境の整備 | 1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進
2. 住宅・生活環境の整備
3. 道路・公園施設の整備
4. 移動・交通安全対策の充実
5. 防災・安全対策の充実 |
| 第8章 情報提供の充実 | 1. 情報提供の充実 |

※ 文中に（障害福祉G）などの表記がありますが「G」は、グループの略です。

※ 文中の「障がい者」には、「障がい児」も含んでいます。なお、障がい児に特化した事項は、「障がい児」と表記しています。

第1章 障がいへの理解の促進

1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進

◇ 現状と課題

「登別市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の「やさしさに満ちたまちづくり」の基本的な考え方に、「地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。」とされています。

また、本計画では、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すことを基本的な考え方としています。

しかしながら、障がい者を取り巻く社会環境は、依然として誤解や偏見、無関心、差別、行動の妨げになる施設の構造、就労や社会参加の機会が少ない、情報の収集や発信の手段が限られているなどの課題があり、これを解消し、障がい者が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる地域社会の推進を図る必要があります。

市では、これまでも登別市障害者福祉関係団体連絡協議会（以下「障団連」という。）や登別市社会福祉協議会などの関係団体・機関と連携を図りながら、広報のぼりべつ等による啓発をはじめ、障がい者や関係団体が市民と交流する「ふれあいフェスティバル」「障害者週間記念事業」などの各種行事を支援してきました。

今後も、市民が障がいに対する理解を深め、共に生きる心をもてるよう、様々な機会をとらえて、啓発や交流活動を推進する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重できるよう、障がいへの理解を深めるための啓発や交流を促進します。

●目標1：障がいへの理解の促進（人事・行政管理G、障害福祉G）

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現を目指すとともに、障がいに対する誤解や偏見、差別をなくすため、市民に対して障がいに関する正しい知識や合理的配慮の必要性などの普及啓発を行います。

また、研修会等により市職員の障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図ります。

●目標２：福祉のまちづくりの推進（社会福祉Ｇ）

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。「地域全体の支えあいによる福祉（地域福祉）」を実践していくために、自助（市民一人ひとりの努力）・共助（地域ぐるみでの支えあい）・公助（公的制度の利用）に基づく役割分担を踏まえ、福祉のまちづくりを推進します。

※「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づく行動指針である「地域福祉計画」により「温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題に主体的に取り組み、支えあいの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指します。

●目標３：障がいに関する行事の実施と啓発（障害福祉Ｇ）

「ふれあいフェスティバル」や「障害者週間記念事業」などの行事を障団体や関係機関との連携で継続的に実施するとともに、障がいへの理解を啓発することにより、障がいに関する市民の理解の向上を図ります。

◇施策の確保のための方策

- （１）障がい者への理解の促進を図るため、市民に対する正しい知識の普及啓発を行います。
 - ・「広報のぼりべつ」「社協だより」「福祉マップ」等による啓発
 - ・心の障壁の除去（ハートバリアフリー）を目指す啓発活動の推進
- （２）登別市ぬくもりある福祉基本条例及び登別市地域福祉計画に基づき、福祉のまちづくりの推進に努めます。
- （３）障がい者への理解を深めるために行う事業を障がい者団体や関係機関と連携して継続的に実施します。
 - ・ふれあいフェスティバルの実施
 - ・文化作品展の実施

・ 障害者週間記念事業の実施

※ 障害者週間は、障害者基本法により「国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。」とされており、その期間は１２月３日から９日までです。登別市では、障団連がその趣旨にのっとり、記念事業を実施しています。

2. ユニバーサルデザインの普及啓発

◇ 現状と課題

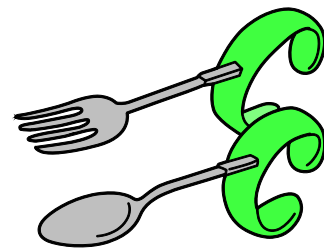
障がい者が住みなれた地域で安心して暮らすためには、バリアフリー化された建物はもとより、日常的に使用する食器類や洗面用具などについても使いやすいデザインの製品や、誰にでも同じサービスが提供されることが必要とされています。

このため、「できるだけ多くの人が利用可能な製品、建物、空間をデザインする」というユニバーサルデザインの考え方や製品などを普及啓発することが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者だけでなくすべての市民にとって有効なユニバーサルデザインの考え方や製品などを普及するために、事業者への啓発に努めます。

●目標1 事業者や市民に対し、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。



第2章 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備

◇ 現状と課題

障がい者が可能な限り希望する生活を選択するためには、国・地方自治体・地域におけるさまざまな支援体制が必要です。特に、施設入所や長期入院している障がい者が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。

障がい者は心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、障がい者の在宅生活は、高齢化などさまざまな困難を抱える家族が支えている状況にあります。

また、障がい者自身の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活支援など、地域全体で障がい者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。

この課題を解消するために、市、障がい者団体、登別市社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担し、地域で障がい者の生活を支えることができる体制の充実が必要です。

また、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為がなくなるよう、障がい者の権利擁護の促進を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が可能な限り希望する生活を選択できる体制の整備と充実に努めます。

●目標1：相談支援体制の充実（障害福祉G）

障がい者が安心して相談できる体制の充実に努めます。

- ・発達障がいに係る相談体制の整備
- ・相談窓口の周知と利用の促進
- ・権利擁護の促進
- ・相談員の養成と専門機関との連携強化

●目標2：地域福祉推進体制の充実（社会福祉G）

地域福祉計画に基づき、地域住民、ボランティア、民生委員児童委員、登別市社会福祉協議会等と協働し、地域福祉推進体制の充実に努めます。

また、地域において孤立する可能性のある一人暮らしの障がい者や高齢者などを地域ぐるみで見守る仕組みを構築し、推進します。

◇施策の目標量と確保のための方策

1 生活支援体制の整備

障がい者の地域で自立した生活を支える体制の整備を図るため、障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制と地域福祉推進体制の充実に努めます。

(1) 相談支援体制と事業見込量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
計画相談支援	支給人数/月	50	55	60
地域移行支援	支給人数/月	5	5	5
地域定着支援	支給人数/月	5	5	5

◇ 相談支援体制と事業内容

事業名	内 容
計画相談支援	適切な障がい福祉サービスを提供するため、障がい者の心身の状況やサービス利用の意向等を勘案し、利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や入院中の精神障がい者に対し、住居の確保等、地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活している障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談対応等の支援を行います。

(2) 地域福祉推進体制の構築

市内の各地域において、障がい者や家族を支援する体制の充実に努めるため、市、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの役割を分担し、地域で障がい者の生活を支えることができる地域福祉推進体制の構築に努めます。

○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員設置事業の充実

身体障がい者及び知的障がい者とその家族が、身近な地域で気軽に相談できるよう、身体障害者相談員と知的障害者相談員による相談事業の充実に努めます。

- 生活あんしんサポートセンター（実施主体：登別市社会福祉協議会）
障がい者等の福祉や生活の困りごとの相談に応じ、制度等では対応できない課題について、専門機関や住民組織、ボランティア等の協働により具体的な解決に向けての支援に努めます。
- 小地域ネットワーク活動の推進（実施主体：登別市社会福祉協議会）
地域の福祉を支える基盤である町内会を中心に、地域住民が参加協力し、見守り、助け合い、支え合いながら、障がい者等が安心して暮らせる小地域ネットワーク活動の推進に努めます。
- ボランティアセンター事業の充実（実施主体：登別市社会福祉協議会）
地域、学校、企業において、障がい者への理解と関心を深めるため、研修会の実施や体験の機会を提供し、ボランティア活動参加者の養成を図るとともに、ボランティア活動参加者の連携とコーディネート機能の充実に努めます。
- 日常生活自立支援事業（実施主体：登別市社会福祉協議会）
精神障がいや知的障がいにより、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理及び書類の預かり等を支援します。
- 福祉車両貸出事業（実施主体：登別市社会福祉協議会）
障がい者等、自力での外出が困難な状況にある方を対象に、車椅子での乗降が可能な福祉車両の貸出を行い、日常生活の質の向上や社会参加の促進等を支援します。
- 福祉用具貸与事業（実施主体：登別市社会福祉協議会）
旅行や外泊等一時的に福祉用具が必要な方を対象に福祉用具の貸出を行います。
- 共生型施設の活用
障がいの有無や年齢などの枠を超えた地域住民の交流の場として整備された共生型施設を有効活用し、地域コミュニティの再生や、障がい者と地域住民の相互理解の促進に努めます。
- 障がい者の虐待防止
障がい者に対する虐待の防止、早期発見、その後の適切な支援を行うため、市が設置する障がい者虐待防止センターを拠点に、関係部署や地域の関係機関との連携、地域自立支援協議会を活用したネットワークの構築等を図ります。

2. 在宅支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者が可能な限り希望する生活を選択するためには、障がいに応じた支援体制の充実が必要とされています。

在宅支援体制は、障がいの特性に配慮し、生涯を通じてその時々に応じた支援を一貫して行えることが必要とされますが、この体制の充実が課題となっています。

障がい者が可能な限り希望する生活を選択できるよう、障がいの特性や障がい者等のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供が必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が可能な限り希望する生活を選択できるよう、在宅支援の充実に努めます。

●目標 1：在宅支援事業の充実（障害福祉G）

居宅介護等の「居住系サービス」は、障害者総合支援法に基づく体制の充実に努めながら実施します。

- ・ 障害者総合支援法による在宅支援の充実（介護・訓練・医療・補装具給付）
- ・ 地域生活支援事業の充実（地域活動支援センター、移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付事業、相談支援、成年後見制度等）
- ・ 在宅障がい児の入浴サービスの実施

●目標 2：居場所づくり（障害福祉G）

障がい者や障がい児の保護者が交流を図ることができるサロンなどの居場所づくりに努めます。

●目標 3：療育事業の充実（障害福祉G）

登別市児童デイサービスセンターのぞみ園（以下「のぞみ園」という。）の療育機能を強化し、利用児童等の保護者からの相談、関係機関との連携強化、児童の心身の状況に応じたケースマネジメントなど、幼児期から学齢終了時までの一貫した療育体制の強化に努めます。

●目標４：保育所等の障がい児受入体制の充実（子育てＧ）

保育所、私立幼稚園における障がい児の受け入れ体制の拡充に努めます。

●目標５：福祉用具の給付等（障害福祉Ｇ）

障がい者の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、生活用具の給付等を行います。

◇施策の目標量と確保のための方策

（１）訪問系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
居宅介護	時間/月	5 5 0	5 5 9	5 5 9
	利用者数	4 7	4 9	4 9
	事業所数	6	6	6
重度訪問介護	時間/月	3 1 2	3 1 2	3 1 2
	利用者数	1	1	1
	事業所数	5	5	5
行動援護	時間/月	2 2	2 2	2 2
	利用者数	1	1	1
	事業所数	1	1	1
同行援護	時間/月	7 7	8 4	9 8
	利用者数	1 1	1 2	1 4
	事業所数	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	利用者数	0	0	0
	事業所数	—	—	—

注）事業所数は、登別市内の事業所数を掲載しています。

◇ 見込量確保のための方策

利用者の増加等、平成２６年度までのサービス利用者の伸びから平成２９年度までのサービス見込量を設定しました。

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要

に応じたサービス量の確保が必要となりますので、今後も提供体制の整備に努めます。特に、精神障がい者、知的障がい者に対する訪問系サービスについては、身体障がい分野に比べサービス提供事業者が少ない状況にあり、また、重度障害者等包括支援提供事業者がない状況となっています。

そのため、身体障がい者又は高齢者への訪問系サービスを実施している事業者等との協議を重ね、より多様で多くのサービス提供ができる事業者の参画が図られるよう努めます。

(2) 地域生活支援事業の種類ごとの必要見込量

事業名		単位	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	無	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	有	有
障害者相談支援事業		箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
地域自立支援協議会		設置数	1	1	1
		開催回数	4	4	4
住宅入居等支援事業		実人数/月	4	4	4
		事業所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		件/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		件/年	1	1	1
コミュニケーション支援事業					
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	3	3	3
	手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
日常生活用具給付等事業		件/年	1, 2 5 0	1, 2 4 0	1, 2 3 0
	介護・訓練支援用具	件/年	7	7	7
	自立生活支援用具	件/年	2 5	2 5	2 5
	在宅療護等支援用具	件/年	8	8	8
	情報・意思疎通支援用具	件/年	1 0	1 0	1 0
	排せつ管理支援用具	件/年	1, 2 0 0	1, 1 9 0	1, 1 8 0
	居宅生活動作補助用具	件/年	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業		人/年	3	3	3

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
移動支援事業	実人数/月	16	18	20
	延時間/年	640	720	800
	事業所数	5	5	5
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	実人数/月	54	56	58
	1日平均 利用者数	17	18	18
日中一時支援事業	実人数/年	18	20	22
	事業所数	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実人数/月	4	4	5
	事業所数	2	2	2
障害児入浴サービス事業	実人数/月	8	8	8
	事業所数	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	5	5	5

注) 事業所数は、利用が見込まれる事業所数を掲載しています。

◇ 見込量確保のための方策

平成26年度までのサービス利用状況から平成29年度までのサービス見込量を設定しました。

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスでは不足する部分について、特に利用者の要望が高い事業を中心に必要なサービス提供体制の整備に努めます。

◇ 事業の種類ごとの実施内容

事業名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

事業名	実施内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との調整、障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。
地域自立支援協議会	地域の関係者で構成し、個別の相談支援の事例等で明らかになった地域課題を共有し、その課題解決に向けた協議を行います。 また、課題別に専門部会を設置し、支援体制の構築に努めます。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分と認められる障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に係る支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
コミュニケーション支援事業	聴覚、音声言語機能障害のために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や手話通訳者を設置する事業を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者（児）及び難病患者等に対し、次の用具の給付等を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）及び寝たきりの状態にある難病患者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）及び難病患者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者（児）及び難病患者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの、障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具	障がい者（児）及び難病患者等の居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名	実施内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）及び難病患者等に、外出のための個別的支援及びグループ支援を行います。
地域活動支援センター	在宅の障がい者や難病患者等が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により、創作的な活動や生産的な活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図る施設です。
基礎的事業	利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援を行います。
機能強化事業	雇用・就労が困難な在宅障がい者に、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かり支援を行うとともに、保護者等が日中いないことにより、特別支援学校等の放課後及び夏休み等の長期休暇中の障がい児を預かり、保護者等の就労支援等を行います。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を行います。
障害児入浴サービス事業	自宅の浴室での入浴が困難な障がい児（肢体不自由児）に、入浴サービスを行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がい者の地域生活を支援するため、自動車運転免許証の取得に関する費用の一部又は自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



3. 施設による支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者が可能な限り希望する生活を選択するためには、機能を回復するための施設、人との交流を訓練する施設、職の技術を身につけるための施設、共同生活をする施設など生涯を通じて様々な施設を必要とします。また、地域で生活することが困難な障がい者や、生活訓練や作業訓練等行う障がい者のために、広域的な利用を目的として整備された入所施設が必要とされています。

市内には、就労支援事業所がこの数年間で5カ所開設されましたが、施設入所している障がい者が、地域生活への移行を希望しても障がい者の受け入れや地域で自立した生活を送るために必要な生活介護やショートステイ、日中一時支援、グループホームなどのサービス体制の整備や充実が課題となっています。

◆ 施策の基本的方向

既存施設の活用等を視野に入れながら、関係団体等と連携し、障がいに応じた施設整備の充実に努めます。

●目標1：障がい者の日中活動系サービスの整備（障害福祉G）

在宅生活を支援する生活介護施設等は、民間活力を活用しながら整備・充実に努めます。

- ・ 障がい者が通所しながらリハビリ等を受けられる生活介護事業所の整備
- ・ 就労支援事業所の充実

●目標2：生活の場の確保（障害福祉G）

障がい者の生活の場は、既存建物の活用を視野に入れるとともに、関係団体と連携しながら民間活力による確保に努めます。

- ・ グループホームの整備
- ・ 居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備の推進

●目標3：福祉施設における地域住民等との交流（障害福祉G）

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

- ・ 市役所等での就労支援事業所の授産製品の販売スペースの提供
- ・ 市内の各種イベントへの就労支援事業所の出店等の支援
- ・ 共生型施設における地域住民等との交流

◇施策の目標量と確保のための方策

(1) 日中活動系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
療養介護	実人数/月	10	10	10
	事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
生活介護	実人数/月	131	136	141
	延人数/月	2,882	2,992	3,102
	事業所数	24(0)	24(0)	25(1)
自立訓練(機能訓練)	実人数/月	0	0	0
	延人数/月	0	0	0
	事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
自立訓練(生活訓練)	実人数/月	2	2	3
	延人数/月	44	44	66
	事業所数	1(0)	1(1)	1(1)
就労移行支援	実人数/月	10	15	18
	延人数/月	220	330	396
	事業所数	5(1)	5(1)	5(1)
就労継続支援(A型)	実人数/月	29	30	32
	延人数/月	638	660	704
	事業所数	4(1)	4(1)	4(1)
就労継続支援(B型)	実人数/月	135	140	145
	延人数/月	2,970	3,080	3,190
	事業所数	17(5)	17(5)	17(5)
短期入所	実人数/月	7	7	7
	延人数/月	35	35	35
	事業所数	11(0)	11(0)	11(1)
合 計	実人数/月	307	323	339
	延人数/月	6,754	7,106	7,458

注) 日中活動系サービス全体の見込量は、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援(A型、B型)の1月あたりの利用者延べ数の合計です。

注) 事業所数については、登別市及び近隣市町(室蘭市、伊達市、白老町)に所在する事業所数を掲載しています。(事業所数のカッコ内は登別市内の事業所数です。)

◇ 見込量確保のための方策

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。

サービス提供体制については、サービス提供事業者が利用者の意向などを踏まえながら展開することになりますので、サービス需要の動向の把握に努めます。

特に、生活介護を提供する事業者が市内にないことから、民間活力による施設の整備に努めます。

(2) 居住系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月	95	103	115
	市内の人数/月	19	22	29
	市内の箇所	7	9	11
	市内指定事業所数	4	5	6
施設入所支援	実人数/月	75	73	71
合計	実人数/月	170	176	186

注) 市内の人数/月及び市内の箇所欄については、市内の整備見込量を再掲したものです。

◇ 必要見込サービス提供体制の確保策

障がい者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助の計画的な推進が必要となることから、今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービス量を見込んでいきます。

特に、現在、共同生活援助を提供する市内の事業者が少ない状況にあるため、関係団体と連携しながら既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

4. ボランティアの育成と活動の充実

◇ 現状と課題

現在、多くの個人や団体がボランティア活動を行い、地域福祉の担い手として活躍されています。

登別市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア情報の収集・発信、ボランティア活動のコーディネート、ボランティアに関する教育・研修・情報交換の場の提供などを行い、若年者から高齢者に至るまで、ボランティアの輪を広げる活動を行っています。

障がい者に対する主なボランティア活動としては、外出支援、手話・朗読・点訳の情報伝達支援等があります。これら障がい者への支援に関する活動を広めていくためには、地域住民に対する障がい者への理解と関心を高める取り組みとあわせて、市民が主体的にボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。

◆ 施策の基本的方向

地域福祉の担い手である市民による主体的なボランティア活動が障がい者の自立を支えていることを踏まえ、積極的にボランティア活動が展開されるよう環境づくりに努めます。

●目標 1：ボランティア活動等の充実（社会福祉G、障害福祉G）

地域におけるボランティア活動の推進を図るため、ボランティアに関する研修・体験事業を行っているボランティアセンターと連携し、ボランティアの育成に努めます。

また、障がい者団体やボランティア団体等との協力により、様々なニーズに対応できるボランティア活動の充実に努めます。

- ・ 点訳、音訳ボランティアなどの育成
- ・ 障がい者、家族によるボランティア育成

●目標 2：ボランティア情報の提供（社会福祉G）

ボランティア活動に関する情報を市民に提供し、ボランティア活動の一層の振興に努めます。

- ・「市ホームページ」「広報のぼりべつ」を活用したボランティア活動の情報発信
- ・関係団体等との連携によるボランティア情報の発信

◇施策の目標量と確保のための方策

(1) ボランティアの育成に関する目標量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
ボランティア活動支援事業	団体	1	1	1
奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3
障がい者スポーツ・レクリエーション指導員養成事業	人/年	2	2	2

◇ 事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
ボランティア活動支援事業	精神障がい者のボランティア活動等に要する経費の一部を助成し、精神障がい者の社会参加を図ります。
奉仕員養成研修事業	手話通訳者及び要約筆記者の養成研修会参加経費の一部を助成し、手話通訳者及び要約筆記者の養成に努めます。
障がい者スポーツ・レクリエーション指導員養成事業	障がい者スポーツ・レクリエーション指導員養成研修会参加経費の一部を助成し、指導員の養成に努めます。

第3章 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）

◇ 現状と課題

市では、市民の健康の保持増進のため、生涯を通し、障がいの原因となりうる疾病の早期発見・早期治療及び早期療育に努めております。

妊娠期における飲酒、喫煙、薬物などによる胎児への悪影響や規則正しい生活習慣の相談や啓発などを行なうとともに、母子保健事業の充実など疾病や障がいの早期発見と早期療育に向けて、引き続き一層の推進が求められます。

また、生活習慣病などの疾病が誘因となって障がいをもつ人が増加していることから、成人の特定健康診査、各種がん検診などの各種保健事業による生活習慣病の早期発見、早期治療や若いうちから生活習慣に気を付け、生活習慣病を予防する取り組みが重要です。

さらに、こころの健康、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺予防に対する相談・支援体制の推進が必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がいの原因となる疾病等の予防のために、若い世代からの生活習慣病予防と市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む意識の醸成を図り、健康づくりを推進します。

●目標1：母子保健の充実（健康推進G）

妊産婦、新生児、乳幼児に対する保健指導や健診等を通して、継続した子育て支援に努めます。

●目標2：成人及び老人保健の充実（健康推進G、国民健康保険G）

生活習慣病を予防するため、健康情報の提供を行うとともに、特定健康診査や各種がん検診等の保健事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図ります。

●目標３：健康づくり事業の推進（健康推進Ｇ）

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康で元気に生活できる期間「健康寿命」を伸ばすことを目指し、子どもから高齢者まであらゆるライフステージにおいて健康づくりを推進するため、「第２期健康のぼりべつ２１」に基づく健康づくり事業を実施します。

●目標４：精神保健事業の周知及び利用の促進（障害福祉Ｇ、健康推進Ｇ）

うつ病や自殺予防に関する知識の普及啓発を推進しメンタルヘルス対策に努めます。

◇施策の確保のための方策

（１）疾病等の予防及び早期発見

特定健康診査や各種がん検診の受診率向上と保健指導の充実に努め、「第２期健康のぼりべつ２１」に基づく健康診査や健康づくり事業の推進に努めます。



2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）

◇ 現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの軽減や重度化を防ぐことが可能です。

そのためには、妊産婦、乳幼児から高齢者まで定期的に健康診査を受けることが大切です。

乳幼児においては、心身の障がいや疾病を早期発見するとともに健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査の受診勧奨と、事後指導の充実に努めています。

また、健診等で障がいが発見された場合は、関係機関と連携をとりながら適切な療育に結び付けています。

生活習慣病の予防では、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣が大切であり、健康管理の啓発活動を推進するとともに、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、早期発見・早期治療に結び付けることが大切です。

◆ 施策の基本的方向

障がいや疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

●目標 1：早期発見・早期治療体制の充実（健康推進 G）

母子保健法による乳幼児健診・健康相談等の母子保健事業を実施し、早期発見・早期治療に努めます。

●目標 2：療育体制の充実（障害福祉 G）

障がいの早期発見、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。

●目標 3：特定健康診査などの推進（健康推進 G、国民健康保険 G）

生活習慣病を予防するため、特定健康診査などの受診を勧奨し、受診結果において生活習慣の改善が必要な方には保健指導を実施します。また、要医療者には医療機関への受診勧奨を行います。

◇施策の確保のための方策

(１) 障がいの早期発見

母子保健法による各種健診の実施や児童デイサービスセンターのぞみ園等との連携により、障がいの早期発見、早期治療、早期療育に結びつくよう支援に努めます。

また、健診の未受診者には、電話及び訪問等により健診等の勧奨や相談等を行い、未受診者のフォローに努めます。

3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）

◇ 現状と課題

障がい者に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や、医療費助成制度があり、これらの制度は、障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。

また、近年の医療技術の進歩により、従来、入院あるいは通院によってしか受けられなかった医療を、在宅でも受けられるようになってきたことから、保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが大切です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者の機能低下を防ぐため、障害福祉サービスや医療費負担軽減のための公費負担制度の周知に努めます。

●目標１：医療費等に関する制度の周知（障害福祉Ｇ、年金・長寿医療Ｇ）

自立支援医療の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。

●目標２：障害福祉サービスの周知と利用の促進（障害福祉Ｇ）

在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、障害福祉サービスの周知と利用の促進に努めます。

◇施策の確保のための方策

（１）医療費等に関する制度の周知

自立支援医療、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。

（２）機能訓練等の利用の促進

在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、医療機関及び各関係機関、施設等と連携し、機能回復訓練の利用を促進します。

4. 難病施策の充実

◇ 現状と課題

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではありませんが、昭和47年に当時の厚生省の難病対策要綱において、「（１）原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、（２）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

障害者総合支援法においても、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、これを障害福祉サービス等の対象とし、患者及びその家族の生活の質（ＱＯＬ）の向上や、家族の介護負担の軽減等を図ることとしています。

難病への対策は、今後も北海道が地域における難病患者に対する相談、保健指導、医療給付等を行っていきますが、当市としても北海道と連携をとりながら、各種相談・情報提供等を行い、難病等の方やその家族への支援を図ります。

◆ 施策の基本的方向

難病等の方やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、在宅福祉サービスの提供に努めます。

●目標１：障害福祉サービス制度の周知（障害福祉Ｇ）

難病等の方やその家族の介護負担を軽減するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス制度の利用周知に努めます。

●目標２：助言指導体制の充実（障害福祉Ｇ）

北海道胆振総合振興局と連携を図りながら難病等の方やその家族に対し、保健・医療・福祉情報等を提供するとともに、助言指導等の体制の充実に努めます。

※「厚生労働大臣が定める程度である者」については、現在のところ「難治性疾患克服研究事業」の対象としている１３０疾患と関節リウマチが対象となっています。

◇施策の確保のための方策

（１）障害福祉サービス等に関する制度の周知

障害福祉サービスや相談支援、補装具のほか、日常生活用具や移動支援、日中一次支援などの地域生活支援事業の給付制度の周知に努めます。

第4章 療育・教育の充実

1. 療育・幼児教育の充実

◇ 現状と課題

障がい児等の心身の育成は、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。

このため、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じ適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要であります。

療育は、視覚や聴覚・言語、肢体不自由、知的障がい等の障がいに応じた施設が必要であり、当市においては、障害児通所支援事業所の「のぞみ園」において障がい児等の機能訓練と療育指導を行っており、保育所においては、受け入れ可能な障がい児等に対しての保育、ことばに障がい等のある幼児については、言語障害通級指導教室（ことばの教室）を開設し、心身の発達に応じた言語の指導を行っています。

また、子どもの進路に対する悩みや不安がある保護者には、悩みなどを軽減するために専門的な相談窓口において適切なアドバイスが必要となっています。

障がい児等に係る相談は、市の保健福祉部門、教育委員会、児童相談所等で行っています。

相談窓口が障がい児等の進路を決めていく上で重要な役割を担っていることから、各関係機関との連携を密にして相談体制の一層の充実を図ることが重要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい児等一人ひとりの特性に応じた効果的な療育に努めるため、療育施設及び専門職員の充実に努めます。

●目標1：療育担当者会議の充実（障害福祉G）

障がいの早期発見、早期治療等を関係者の密接な関係のもとに、総合的かつ効果的に推進します。

●目標２：障がい児等の療育体制の充実（再掲）（障害福祉Ｇ）

障がいの早期発見、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。

●目標３：言語障害通級指導教室における指導の充実（学校教育Ｇ）

幼児・児童のことばの遅れ等に対する指導の充実に努めます。

●目標４：職員の資質の向上（障害福祉Ｇ、子育てＧ）

療育・幼児教育の関係施設との情報交換の場の設定や、研修会の開催などにより、職員の資質の向上に努めます。

●目標５：のぞみ園の療育機能強化（障害福祉Ｇ）

増加傾向にある利用児への適切な療育サービスを提供するために、安定した人員体制と、障がい児等個々の状況に幅広く対応できる専門性をもった職員の配置に努め、のぞみ園の療育サービスの更なる質の向上を図ります。

◇施策の目標量と確保のための方策

（１）障がい児の療育体制の充実

障がいの早期発見、早期療育等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、登別市障害者地域自立支援協議会に「こども部会」を設置するとともに、専門的分野を検討するための担当者連絡会議を開催するなどして、障がい児の療育体制の充実に努めます。

（２）のぞみ園の療育機能強化

平成２６年度から民間委託したのぞみ園については、利用する児童に幅広く対応できるよう、臨床心理士や理学療法士、言語聴覚士など専門職の配置に努め、療育機能及び療育内容の更なる質の向上を図ります。

◇療育の見込量

事業名	単位	Ｈ２７年度	Ｈ２８年度	Ｈ２９年度
児童発達支援・	実人数/月	１０４	１０４	１０４
放課後等デイサービス	延人数/月	３５６	３５６	３５６

2. 教育施策の充実

◇ 現状と課題

障がい児に対して、早期から適切な教育的対応を行うことは、望ましい成長発達を図る上で極めて重要です。

障がいがあることにより、小中学校の普通学級における教育を受けることが困難であったり、普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な児童・生徒については、その能力を最大限にのばし、社会的な自立及び参加を可能とするため、障がいの種類、程度等に応じ、より手厚く、きめ細かな教育が受けられるよう、盲学校、聾学校、養護学校、小中学校の特別支援学級又は通級による教育・指導を行っています。

登別市教育委員会では、教育相談を通じて保護者の疑問に答え、その不安を解消するとともに就学時健康診断等の結果に基づき、本人の障がいの状況、保護者の希望、通学に伴う条件を十分に考慮して適切な就学指導を行っています。

このような就学指導を適切に進めていくため、教育委員会では、医師、教職員、児童福祉関係職員等、専門家からなる教育支援委員会を設置しています。

近年、障がいの程度の重度・重複化が一層進んでいる状況にあり、これまで以上に障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を進めることが強く望まれています。

学校施設においては、障がい児がその障がいの程度に応じ、学校生活に支障のないよう、スロープ、手すり、トイレ等の整備を図る必要があります。

学校外での生活体験や社会体験は、主体的に判断し行動できる能力を身につけるとともに様々な人との交流の機会であり、相互の理解を養うことができます。

このため、地域における学習機会の充実・確保や関連施設の整備を進め、学習しやすい環境に配慮する必要があります。

義務教育を終えた生徒の進路については、次のライフステージへ円滑に移行できるように、関係機関との一層の連携が必要です。

◆ 施策の基本的方向

校内委員会の設置やコーディネーターの指名、個別支援計画の作成等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を進めます。また、特別支援学校、児童相談所等の各関連機関、関係団体との連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。

●目標１：相談・指導の充実（学校教育Ｇ）

特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、本人、保護者と十分協議しながら適切な支援を進めます。

●目標２：校内体制の整備（学校教育Ｇ）

校内委員会を開催し、交流及び共同学習の進め方や障がいのある児童生徒への理解を深め、指導を一層充実させるための体制づくりに努めます。

●目標３：特別支援教育の充実（学校教育Ｇ）

コーディネーターの資質向上と各学校の取り組みの情報交換などの研修や、介助員、特別支援学習支援補助員などの適正配置を進め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実に努めます。

●目標４：学校施設の整備充実（教育委員会総務Ｇ）

学校の玄関、トイレの改善やスロープ、手すりの設置など障がい児に配慮した施設整備に努めます。

◇施策の確保のための方策

（１）特別支援教育の充実

一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るため、各学校に校内委員会を設置するとともに、保護者への相談窓口、担任教諭への支援、校内委員会の運営や推進などをすすめる特別支援教育コーディネーターを指名し、校内体制の整備と教育相談の充実に努めます。

また、室蘭養護学校及び室蘭聾学校の特別支援学校コーディネーターや胆振教育局等と連携し、特別支援教育体制整備に努めます。

3. 福祉教育の推進

◇ 現状と課題

地域や学校における日常生活の中で、障がい者とふれあう機会をもち、障がい者の問題を自分のこととしてとらえ、適切な行動がとれるようにするためには、幼少期からの体験を通した活動が大切です。

学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科をはじめ、特別活動、道徳、総合的な学習の時間等、全教育活動を通じて福祉についての理解を深める指導を行い、人間愛の精神、福祉の心、社会奉仕の精神などの育成に努めています。

また、ボランティア活動をはじめ障がい者との継続的な交流は、豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、さらに障がいや障がい者への理解を深めるうえでも大切なことです。

このため、登別市社会福祉協議会では、小中学校における「総合的な学習の時間」の支援や出前講座、ボランティア体験事業などを実施しています。

今後は、児童・生徒のボランティア活動の機会を拡充するとともに、交流教育を進め、福祉教育の一層の理解と促進を図っていく必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がいのある児童・生徒とない児童・生徒が、日常的な交流や共同体験を通じてお互いに理解を深め、共に豊かな人間性をはぐくめるよう福祉教育を推進します。

●目標 1：福祉教育の推進（社会福祉G）

福祉出前講座などにより児童生徒の福祉教育に努めます。



●目標２：体験学習によるボランティアの実践（学校教育G、社会福祉G）

子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。

●目標３：交流教育の推進（学校教育G）

障がいや障がい者に対する正しい理解と思いやりの大切さを学ぶ交流教育の推進に努めます。

◇施策の確保のための方策

（１）福祉教育の推進

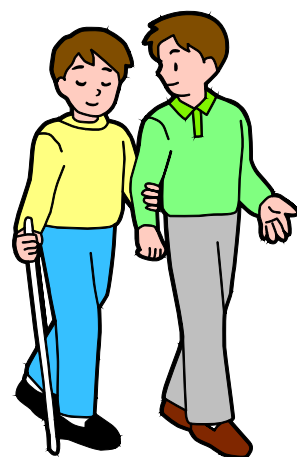
障がい者自らの出前講座などにより、児童生徒の福祉教育に努めます。

（２）体験学習によるボランティアの実践

子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。

（３）学校教育における福祉教育の充実

生命を大切にする心や、思いやりの心などの倫理観、規範意識、社会性の育成に努めるとともに、障がいや障がい者に対する正しい認識や理解を育みます。



第5章 就労支援の充実

1. 雇用の促進

◇ 現状と課題

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労することは、自立した生活をするうえで極めて大切なことです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、これまでも事業者に対して、その雇用する労働者数に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるように義務づけられており、平成25年4月1日からは、労働者数50名以上規模の民間企業は、2.0%以上（従前は労働者数56名以上で1.8%）の障がい者を雇用するよう、また、常勤職員48名以上の地方公共団体では、2.3%以上（従前は2.1%）の法定雇用率を守る義務を課せられています。

障がい者雇用の促進については、法律等に基づき、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談等様々な施策が国や北海道等において行われています。

しかし、障がい者の就労の場の確保は依然厳しい状況にあることから、福祉的就労の底上げや、就労支援事業所から一般就労への移行促進などに取り組むことが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者雇用を促進するため、啓発活動を推進するとともに各種助成制度等の周知や、事業主の理解と協力のもと、職場実習の場の確保に努めます。

●目標1：ハローワークむろらんと連携（商工労政G）

ハローワークむろらんの主催する障がい者雇用に関する事業に協力するとともに、各種助成制度等の周知に努めます。

●目標2：啓発活動の推進（商工労政G）

障がい者の雇用について、関係機関と連携を図りながら事業主に対し障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。

●目標３：北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発（障害福祉Ｇ）

障がいのある方々に対し、障害者職業能力開発校の入校案内など一層の周知・啓発に努めます。

◇施策の確保のための方策

（１）障がい者就労支援企業認証制度等の周知・啓発

北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度」及び北海道就労支援プログラム「アクション」登録制度の周知・啓発に努めます。

・市内事業主に対する「広報のぼりべつ」や市ホームページによる周知・啓発

（２）ハローワークむろらんと連携

ハローワークむろらんが主催する障がい者雇用に関する事業に協力するとともに、各種助成制度等の周知に努めます。

・障がい者ふれあい就職面接会の開催

（３）啓発活動の推進

障がい者の雇用について、ハローワークむろらんや関係機関と連携を図りながら、事業主に対し障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。

・障がい者雇用に関するセミナーの開催

（４）北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発

障がいのある方々に対し、障害者職業能力開発校の周知とその利用の啓発に努めます。

・「広報のぼりべつ」による周知・啓発

（５）職場実習等の場の確保

事業主の理解と協力のもと、職場実習等の場の確保に努めます。

・障がい者雇用に関するセミナーの開催（再掲）

2. 就労支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者の就労が円滑に行われるためには、就労への支援策等を講じることが重要です。

このため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の助成や技能を習得するための更生資金等の貸付制度があります。これらの制度の活用を通して一人でも多くの障がい者が就労へ結びつくよう、制度の周知や就労相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度や貸付制度の周知、就労相談支援体制の充実に努めます。

●目標 1：就労への相談支援体制の充実（障害福祉 G）

障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の就労及び事業主の障がい者雇用についての相談窓口を設け、障がい者の一般就労や事業主の障がい者雇用を支援します。また、登別市総合相談支援センター e n での就労相談を含めた相談支援体制の充実を図ります。

●目標 2：市の職場での就業機会の創出（障害福祉 G、人事・行政管理 G）

市の職場での就業機会を創出するため、障がい者を臨時職員として雇用し、障がい者の就労及び職業的自立の促進と、障がい者就労についての啓発及び理解の促進を図ります。

●目標 3：障害者自動車運転免許取得費補助（障害福祉 G）

障がい者が、自立更生のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

●目標 4：重度身体障害者自動車改造費補助（障害福祉 G）

重度の肢体不自由者が就労等に伴い、自動車を改造する費用の一部を助成します。

●目標 5：生活福祉資金（社会福祉 G）

他の貸付制度を利用できない障がい者等に対して、生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車の購入時に要する経費などの貸付を行います。

（申請窓口は、登別市社会福祉協議会です。）

◇施策の確保のための方策

（１）就労相談の実施

就労を希望している障がい者本人及びその家族や障害者雇用に関する事業主の相談窓口を設け、障がい者の一般就労就労及び事業主の障がい者雇用を支援します。

（２）就業機会の創出

障がい者の就労及び職業的自立の促進と、障がい者就労に関しての啓発及び理解の促進を図るため、障がい者を市の臨時職員として雇用します。

（３）障がい者自動車運転免許取得費助成

障がい者が、自立更生のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

（４）重度身体障がい者自動車改造費助成

重度の肢体不自由者が社会参加のため、自動車を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

（５）生活福祉資金

北海道社会福祉協議会では、障がい者に対して生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車購入費の貸付を行っています。

3. 福祉的就労への支援

◇ 現状と課題

就職を希望する障がい者については、一般社会への適応や自立促進などを図る就労移行支援や、一般就労が困難な障がい者に働く場を提供する就労継続支援などのサービスを提供する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

一般就労に就くことが困難な障がい者に、働く場を提供する施設の充実に図るとともに、事業所の運営の支援に努めます。また、福祉的就労による就労訓練により一般就労が期待できる方に対する就労支援を行います。

●目標 1：就労支援事業所の利用促進（障害福祉 G）

就労の場の確保が困難な障がい者の生活の安定と労働意欲の助長に向けて、就労継続支援事業所や、一般就労を目指す障がい者の一般社会への適応訓練などを行う就労移行支援事業所の利用促進を図ります。

●目標 2：授産製品の販売支援等（障害福祉 G ほか各 G）

就労支援事業所の授産製品の販売場所の提供や、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づく商品購入などにより事業所を支援します。

◇施策の確保のための方策

（1）就労継続支援事業所の利用促進

企業等への一般就労が困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動の機会等を提供し訓練を実施する就労継続支援事業所などの利用促進を図ります。

（2）就労支援事業所等からの物品等の調達の推進

障害者優先調達推進法及び市の調達方針に基づき、就労支援事業所等が供給する物品等の需要増進を図るため、必要な取り組みを実施します。

第6章 社会参加の促進

1. 社会参加の促進

◇ 現状と課題

市内には、社会参加等を目的に、自主的な福祉活動や各種事業等を実施している複数の障がい者団体や、それを支援する団体（支援団体）があります。

これらの団体は、障がい種別ごとに障がい者やその家族等が中心となって運営しており、市が実施する障がい者の支援を目的とする事業への協力を行うなど、重要な役割を果たしています。

今後も障がい者団体や支援団体との連携を深めながら各種事業の推進により障がい者の社会参加を図るとともに、障がい者団体自らが行う事業の運営を支援することも必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者団体等と連携を図りながら、すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加できるよう支援するとともに、団体の育成と組織の活性化に努めます。

●目標1：障がい者の社会参加の推進（障害福祉G）

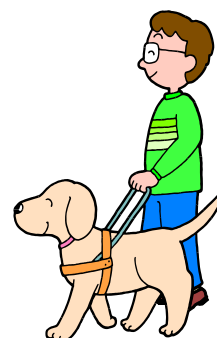
障がい者団体と連携を図りながら意見交換の機会を拡大し、障がい者の社会参加の推進に努めます。

- ・市、登別市社会福祉協議会、ボランティア団体と障団連との定期的な懇談

●目標2：交流事業の促進（障害福祉G）

障がい者及び障がい者の家族が様々な情報や意見交換の機会を持つとともに、自主的な交流事業が行われるよう障がい者団体を支援します。

- ・障がい者（児）の交流の場の確保
- ・情報の窓口を設置し、必要に応じ障がい者団体やボランティアセンターに紹介します。



●目標３：障がい者団体の会員増への支援（障害福祉Ｇ）

新たに障害者手帳を取得した方などに、障がい者団体の活動内容などを周知し、会員の加入促進を支援します。

◇施策の確保のための方策

（１）障がい者の社会参加の推進

障がい者団体と連携を図りながら意見交換の機会を拡大し、障がい者の社会参加の推進に努めます。

- ・ 地域活動支援センターの活用
- ・ 障がい者団体への活動支援
- ・ 移動支援の充実
- ・ 盲導犬取得の支援
- ・ 点字・声の広報等の発行
- ・ 登別市総合相談支援センター e n の活用
- ・ コミュニケーション支援事業の充実
- ・ 奉仕員、スポーツ指導員等の養成
- ・ 自動車運転免許取得・改造費の助成

（２）交流事業の促進

障がい者及びその家族が様々な情報や意見交換の機会を持つとともに、自主的な交流事業が行われるよう障がい者団体を支援します。

- ・ 各種福祉大会の開催支援

2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

◇ 現状と課題

障がい者スポーツの役割は、障がい者の体力の維持、増進、残存能力の向上や、障がい者に対する理解を促すものとして行われてきています。

特に、スポーツは、リハビリテーションの重要な方法として位置付けられ、身体的にも、精神的にも、社会的にも優れた効果があるとされています。

レクリエーションは、スポーツ、学習、文化、芸術活動など幅広いものとなっています。

障がい者が行うレクリエーション活動の多くは、他の人との関係の中で初めて充実した活動になっていくものです。

このため、障がいのある人もない人も変わることがなく、対等であるという意識の啓発・環境整備が必要になっています。

今後においても、障がい者がそれぞれの障がいに応じたスポーツやレクリエーションに親しめるよう、指導員の養成や組織づくりなど、障がい者スポーツや障がい者向けレクリエーションの普及、促進を図るための基盤整備を行うとともに、地域で気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、参加する機会の拡充を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の整備を図るとともに、参加する機会の拡充に努めます。

●目標 1：障がい者スポーツ大会の開催の支援（障害福祉G）

障がい者スポーツ大会の開催を支援するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。



●目標２：指導員の養成及び施設の整備改善（障害福祉Ｇ、社会教育Ｇ）

障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、登別市体育協会や市内のＮＰＯ法人などの協力を得ながら、障がい者スポーツ・レクリエーション指導員を養成するとともに、スポーツ施設の整備改善に努めます。

●目標３：レクリエーション・文化活動の推進（社会教育Ｇ、障害福祉Ｇ）

レクリエーションや文化活動を関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努めます。

●目標４：障害者週間記念事業の支援（障害福祉Ｇ）

障がい者が制作した作品展示や、生活相談窓口の設置などを行う「障害者週間記念事業」の開催を支援します。



第7章 生活環境の整備

1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進

◇ 現状と課題

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが外出しやすい環境整備のために、障がい者の行動を阻害する物理的環境の改善を図ることとされています。

当市においても、「登別市都市計画マスタープラン」に即した施策を展開し、障がい者等にやさしいまちづくりを推進します。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等に配慮した公共施設の整備・改善に努めます。

●目標1：公共施設の整備・充実（施設所管部局）

公共施設の整備については、玄関や出入口のスロープ、点字・誘導ブロックや手すり、自動ドア、エレベーター、トイレ、駐車スペースの確保や段差解消など、障がい者等に配慮したやさしい環境づくりに努めます。

●目標2：福祉のまちづくりの推進（社会福祉G）再掲

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。「地域全体の支えあいによる福祉（地域福祉）」を実践していくために、自助（市民一人ひとりの努力）・共助（地域ぐるみでの支えあい）・公助（公的制度の利用）に基づく役割分担を踏まえ、福祉のまちづくりを推進します。

・「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づく行動指針である「地域福祉計画」により「温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題に主体的に取り組み、支えあいの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指します。

◇施策の確保のための方策

(1) 公共施設の整備・充実

・新規施設の整備

新規に整備する施設については、バリアフリー法や北海道福祉のまちづくり条例に即した整備を行うとともに、障がい者等の意見等を聴きながら、障がい者等にやさしい施設整備に努めます。

・既存施設の改修

既存施設の改修にあたっては、改修時期に合わせ、障がい者等の意見を聴きながらバリアフリー改修に努めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

登別市ぬくもりある福祉基本条例に基づき、障がい者や高齢者等すべての市民に配慮した「福祉のまちづくり」を推進します。

2. 住宅・生活環境の整備

◇ 現状と課題

障がい者が、住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

近年、障がい者や高齢者人口の増加に対応し、住宅メーカー等においてバリアフリー住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されています。

当市においても、市営住宅は計画的に建て替えや改修を行い、障がい者などに配慮した住環境の整備に努めています。また、個人住宅については住宅リフォームや住宅改造資金の貸付制度等に係る相談を行っており、障がい者や高齢者にとって住みよい住宅の確保への支援を行っています。

今後とも、障がい者や高齢者の自立生活の維持向上や介護負担の軽減に配慮した市営住宅の整備を行うよう努めるとともに、住宅リフォーム等に対して適切な相談や支援が行えるよう、施策の充実が求められます。

また、冬期間における除雪対策の充実も求められます。

◆ 施策の基本的方向

障がい者の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めます。

●目標 1：障がい者等に配慮した市営住宅の整備等（建築住宅 G）

市営住宅の建設や改修等に当たっては、障がい者等に配慮した整備に努めます。

●目標 2：住宅改良促進特別融資制度の周知（商工労政 G）

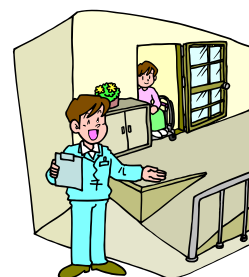
市内の建設業者等を利用して、床の段差解消や出入口・廊下の幅員の確保、手すりの設置、浴室や洗面所等の改修など、住宅のバリアフリー改良を行う方を対象とした融資制度の周知に努めます。

●目標 3：居宅生活動作補助用具の支給（障害福祉 G）

移動等が困難な身体障がい者を対象に、移動等を円滑にするための用具の支給を行います。

●目標 4：障がい者世帯等に対する除排雪活動の推進（社会福祉 G）

除排雪を自力または家族等で行うことが困難な障がい者世帯等に対し、民間の有償サービス事業者などの周知を行います。



3. 道路・公園施設の整備

◇ 現状と課題

道路や公園の物理的障壁を取り除くことは、障がい者等が自由で安全に活動できるようになり、社会参加を果たすうえで重要なことです。

市では、道路や公園等を障がい者等が利用しやすいように改善に努めます。

今後も、引き続き障がい者等に配慮した施設整備を進めていく必要があります。

◆ 施策の基本的方向

道路・公園等の整備について、障がい者等の利用に配慮した施設整備に努めます。

●目標１：点字・誘導ブロックの設置（土木G）

道路整備にあたっては、点字・誘導ブロックの必要な箇所への設置に努めます。

●目標２：道路の段差等の解消（土木G）

道路整備にあたっては、引き続き段差解消に努めます。

●目標３：公園施設の整備（都市計画・公園G）

公園の整備にあたっては、トイレのバリアフリー化等、障がい者が利用しやすい施設整備に努めます。

4. 移動・交通安全対策の充実

◇ 現状と課題

障がい者があらゆる分野の活動へ積極的に参加していくためには、建物や道路等の障害物の除去や移動手段の確保、コミュニケーションを図る支援が必要です。

このことから、障がい者が容易に、また、積極的に外出できるよう交通機関の整備促進や安全な移動を確保する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が安全かつ身体的な負担の少ない方法で、自由に行動できるよう、移動性に配慮した環境整備に努めるとともに、各種交通機関への要望については関係機関と連携して働きかけを行います。

●目標1：移動支援事業の充実（障害福祉G）

障がい者があらゆる分野の活動へ、積極的に参加していくための移動支援体制の充実に努めます。

また、精神障がい者の公共交通機関等における割引制度の適用について、国等に対し、引き続き要望します。

●目標2：盲導犬取得の補助（障害福祉G）

盲導犬取得に関する事業の周知と、盲導犬を取得するための費用について助成を行います。

●目標3：低床式バス導入の促進（障害福祉G）

障がい者等が乗りやすい低床式バスの導入を民間バス会社に要請します。

●目標4：福祉タクシー利用助成（障害福祉G）

一定の条件を満たす重度障がい者のタクシー利用に対し、タクシーチケットを交付し、費用の一部を助成します。

●目標 5：歩道の除雪体制の強化（土木 G）

歩道除雪については、歩行者が歩きやすい路面状況の確保に努めるほか、坂道等については、凍結防止剤の散布や特殊舗装化に努めます。

●目標 6：交通安全施設の整備（市民サービス G）

引き続き、音響式信号機、弱者感应式信号機の増設などを関係機関に要望します。

●目標 7：道路不法占拠物の除去（管理 G）

関係機関と連携し、歩道上における自転車、看板等の不法占拠物の除去に努めます。

5. 防災・安全対策の充実

◇ 現状と課題

「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本です。市は、市民や関係機関などと連携・協働し、支援が必要な人に対する総合的な防災体制の構築を進めますが、災害時には、地域住民や町内会等が中心となって対応に当たることも必要となります。

防災以外でも、一人暮らしや重度の障がいで行動に制限がある方は、日頃から町内会など地域との関わりなどを持つことで、地域で孤立することなく安心して生活することが期待できます。

市は、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、防災訓練や災害ごと（火山、土砂、洪水、津波）のハザードマップの有効活用を図りながら、万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発に努める必要があります。また、障がい者の日常生活の安全を確保するため、地域での見守り等の充実を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

災害に備えた防災体制の確立を図るとともに、防災知識の普及など市民意識の高揚に努め、防災対策の強化に努めます。

●目標１：避難路・避難所の整備（総務G）

すべての市民に避難路や避難所の周知を図るとともに、障がい者等の安全確保に努めます。また、一般の避難所で過ごすことが困難な障がい者等の福祉避難所開設のあり方についても検討を進めます。

●目標２：災害時の救援体制の充実（総務G、社会福祉G）

障がい者や高齢者等の要配慮者のうち、災害時に特に避難支援が必要な方（避難行動要支援者）が日頃から安心して生活できるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、町内会や自主防災組織等と連携した支援体制を推進します。

第8章 情報提供の充実

1. 情報提供の充実

◇ 現状と課題

情報は、日常生活や社会参加などに欠かすことのできないものであるため、障がい者への情報提供方法は、障がいの種別や特性に配慮する必要がある、かつ情報伝達機器の普及に対応したものであることが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が可能な限り意思疎通手段（手話を含む）を選択でき、情報の取得や利用のための手段が選択できるよう、障がいの種別や特性に配慮するとともに情報提供の機会の拡大と内容の充実に努めます。

●目標1：「広報のぼりべつ」による情報提供（障害福祉G）

障がい者に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報を「広報のぼりべつ」及び市ホームページに掲載し周知に努めます。

●目標2：「福祉のしおり」の内容の充実と利用促進（障害福祉G）

障がい者等の各種福祉情報を掲載する「福祉のしおり」の充実に努めるとともに、相談窓口等における利用促進に努めます。

●目標3：障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及（障害福祉G）

市民ボランティア団体の協力を得て、視覚障がい者用の点字や朗読による「広報のぼりべつ」などを発行し、障がいの特性に配慮した情報提供のほか、日常生活用具の給付による意思疎通手段の確保等に努めます。

また、各種通知等についても、視力障がい、聴覚障がい、知的障がいなどの障がい特性に配慮した文書作成に努めます。

◇施策の確保のための方策

（1）障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及

視覚障がい者用の点字や朗読による「広報のぼりべつ」の発行、視覚障がい者用パソコンソフトや読み取り機器、地上デジタル対応ラジオのほか、聴覚障がい者用の通信装置（ファックス）の機器等の普及に努めます。

- ・ 情報誌（紙）の点訳、音訳、ホームページ版による提供
 - ・ 障がい者日常生活用具の給付等
 - ・ 市窓口への手話通訳者の配置等
- （２）手話の普及及び手話を使いやすい環境の構築を図るため、（仮称）登別市手話言語条例の制定に努めます。

Ⅷ 推進体制

1. 市の推進体制

本計画は、平成２９年度までの３カ年の計画であり、計画の推進にあたっては、登別市障害者地域自立支援協議会や、登別市障害福祉計画推進会議で社会情勢や緊急度・優先度を考慮しながら進めていきます。

なお、この計画期間で解決できない課題などは、次期計画にも引き続き反映させます。

2. 国・北海道との連携

障がい者に関する施策は、市民・関係団体等からの意見を参考に、国や北海道との連携を図りながら推進します。

Ⅸ 資料

1. 第3期登別市障がい福祉計画における平成26年度の数値目標に対する達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	平成26年度目標数	平成25年度末	達成率
入所者数	72人	75人	104.2%
施設入所減少見込数	61人	58人	95.1%

※施設入所減少見込数は、平成17年10月1日現在入所者数（133人）から差し引いた数値

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	平成26年度目標数	平成25年度末	達成率
目標年度の年間一般就労移行者数	7人	7人	100.0%

(3) 就労移行支援事業の利用者数

項目	平成26年度目標数	平成25年度末	達成率
目標年度の就労移行支援の利用者数	20人	7人	35.0%

(4) 就労継続支援事業の利用者数

項目	平成26年度目標数	平成25年度末	達成率
目標年度の就労継続支援（A型、B型）の利用者	218人	129人	59.2%
目標年度の就労継続支援（A型）の利用者数	33人	26人	78.8%

２．サービスの利用状況

（１）相談支援体制

区分	単位	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 見込
指定特定相談支援事業者	箇所	1	1	1	1	1
	延件数/月	19	65	30	86	110
市児童デイサービスセンター	箇所	1	1	1	1	1
	延件数/月	30	72	40	44	40

（２）訪問系サービス

区分	単位	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 見込
居宅介護	時間/月	1,101	304	1,136	421	440
	事業所数	5	5	5	5	6
重度訪問介護	時間/月	312	180	312	192	192
	事業所数	5	4	5	4	4
行動援護	時間/月	22	0	22	0	0
	事業所数	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	91	56	104	69	70
	事業所数	2	3	2	3	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0
	事業所数	—	0	—	0	0

※ 平成２５年度末における実利用人数は、居宅介護４９人、重度訪問介護１人。

※ 事業所数は、市内指定事業所数です。

(3) 日中活動系サービス

事業名	単位	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 見込
療養介護	実人数/月	3	10	3	10	10
	事業所数	0	0	0	0	0
生活介護	実人数/月	134	118	144	128	125
	延人数/月	2,948	2,315	3,168	2,458	2,500
	事業所数	17	22	17	23	21
自立訓練 (機能訓練)	実人数/月	0	0	0	0	0
	延人数/月	0	0	0	0	0
	事業所数	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	実人数/月	0	2	5	2	1
	延人数/月	0	16	110	22	22
	事業所数	0	1	1	1	1
就労移行支援	実人数/月	11	11	19	7	8
	延人数/月	242	182	418	95	160
	事業所数	4	6	5	5	7
就労継続支援 (A型)	実人数/月	27	24	30	26	26
	延人数/月	594	496	660	624	600
	事業所数	2	5	2	6	6
就労継続支援 (B型)	実人数/月	133	111	185	103	118
	延人数/月	2,926	2,011	4,070	2,064	2,220
	事業所数	14	15	15	15	16
短期入所	実人数/月	4	3	8	4	5
	延人数/月	20	36	40	43	48
	事業所数	11	9	12	9	9
合 計	実人数/月	312	279	394	280	293
	延人数/月	6,730	5,056	8,466	5,306	5,843

※ 事業所数については、登別市及び近隣市町（室蘭市、伊達市、白老町）に所在する事業所数を掲載しています。

(4) 居住系サービス

事業名	単位	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 見込
共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月	95	80	103	81	83
	市内の人数/月	19	9	22	9	11
	市内の箇所	7	7	8	8	9
施設入所支援	実人数/月	76	78	74	75	72
合 計	実人数/月	171	158	177	156	155

(5) 地域生活支援事業

事業名	単位	H24 計画	H24 実績	H25 計画	H25 実績	H26 見込
住宅入居等支援事業	実人数	2	0	3	0	4
	事業所数	1	1	1	1	2
コミュニケーション支援事業	実人数	6	3	6	5	6
	事業所数	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	1,370	1,162	1,317	1,161	1,340
介護・訓練支援用具	件/年	4	0	3	7	5
自宅生活支援用具	件/年	19	19	18	25	20
在宅療養等支援用具	件/年	8	10	11	5	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	8	10	9	7
排せつ管理支援用具	件/年	1,325	1,122	1,272	1,112	1,297
居宅生活動作補助用具	件/年	3	3	3	3	3
移動支援事業	実人数	20	12	20	15	15
	延時間/年	440	417	484	481	670
	箇所	4	6	4	5	5
地域活動支援センター						
基礎的事業	箇所	3	1	3	1	3
	実人数	72	54	74	51	78
機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実人数	18	21	25	22	23
	事業所数	1	2	2	2	2
訪問入浴サービス事業	実人数	2	2	2	3	3
	事業所数	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	3	7	5	2	5

※ 事業所数については、実際に利用されている事業所数を掲載しています。

3. 福祉に関するアンケート調査について

本計画を策定するにあたり、平成26年6月1日現在で障害者手帳をお持ちの方を対象にアンケート調査を実施しました。

※7ページ以降に記載のある「Ⅵ 当市の障がい者の状況（平成26年3月末現在）」の障がい者数は、基準日が異なることなどからアンケートの実施件数とは一致しません。

※掲載している表は百分率で記載していますが、四捨五入等の関係で合計が100%にならない場合があります。

（1）実施概要

①調査期間 平成26年7月4日から7月18日まで

②調査方法 アンケート用紙を郵送し、返信用封筒により回収しました。

（2）調査数及び回答数

①アンケート対象者とアンケートに回答していただいた方の状況 （単位：件）

区分	発送件数	回収件数	回収率（％）
身体障害者手帳	2, 561	1, 299	50.72％
療育手帳	316	134	42.41％
精神障害者保健福祉手帳	267	145	54.31％
合 計	3, 144	1, 578	50.20％
再 計（※1）	2, 883	1, 534	53.21％

※1 アンケート対象者は、重複して手帳を所持している方（身体と療育両方の手帳を持っている等）や手帳の住所変更をしていない方などがいるため、実際の発送・回収件数は、「再計」の件数となります。

表① 年齢・障がい種別ごとの障害者手帳所持者数（平成 26 年 3 月末現在）

（単位：人）

手帳別 年齢	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳			計	割合 (%)
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級		
0～6	7	2		1		1	2	5				18	0.6
7～12	12	3	1	3			9	20				48	1.5
13～15	3	1	2	2		1	7	12				28	0.9
16～18	3		2	2		1	10	19				37	1.2
19～30	12	7	9	3	1		25	45		11	3	116	3.6
31～40	14	10	3	16	6	6	30	36	4	31	8	164	5.2
41～50	39	15	17	11	5	7	21	43	11	55	9	233	7.3
51～60	56	35	30	46	23	17	15	22	12	31	9	296	9.2
61～64	54	39	35	49	20	9	9	8	7	20	3	253	7.9
65 以上	527	283	318	561	124	98	13	6	19	28	14	1,991	62.6
計	727	395	417	694	179	140	141	216	53	176	46	3,184	100.0
割合 (%)	22.8	12.4	13.1	21.8	5.6	4.4	4.4	6.8	1.7	5.5	1.4	100.0	

表①は、年齢別・障がい種別ごとの障害者手帳所持者数です。年齢別で比較すると、65歳以上の占める割合が62.6%と高くなっており、65歳未満は37.4%となっています。

この表は、年齢別構成を学齢前、小・中・高校生、労働年齢などで区切っていますが、年齢階層が高くなるほど人数は多くなる傾向にあります。

※ 表①は、複数の障害者手帳を所持している方をそれぞれの障害者手帳の欄に掲載していることや基準日が異なるため、実際の発送件数3,110件と合計が異なります。

表② 年齢・障がい種別ごとの回答件数

(単位：件)

手帳別 年齢	身体障害者手帳						療育 手帳		精神障害者 保健福祉手帳			計	割合 (%)
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級		
0～6	2	1										3	0.2
7～12	7			1			3	7				18	1.1
13～15				1			1	3				6	0.4
16～18	3					1	3	7				14	0.9
19～30	7	4	4	1		1	10	22		3	4	56	3.5
31～40	5	8	1	7	3	1	4	11	1	12	1	54	3.4
41～50	22	14	7	5		1	6	14	7	22	4	102	6.5
51～60	28	21	27	23	8	9	7	9	4	14	3	153	9.7
61～64	29	25	15	27	6	6	2	2	4	11	2	129	8.2
65 以上	272	151	176	260	59	48	10	11	19	18	14	1,038	65.8
無回答		1	1					2	1	1		6	0.4
計	375	225	231	325	76	67	46	88	36	81	28	1,578	100.0
割合 (%)	23.8	14.3	14.6	20.6	4.8	4.2	2.9	5.6	2.3	5.1	1.8	100.0	-

表②は、アンケートに回答していただいた方の年齢別・障がい種別の状況となっています。年齢別構成では、表①と同様に65歳以上の占める割合が一番多く61.5%、次に多いのも51～60歳の11.1%となっています。

全体的にもほぼ表①の割合との差があまりないことから、アンケートの実回収率は53.2%ですが、年齢別構成では偏りのない統計となっていると考えられます。

また、表には掲載していませんが、回答者の性別は、男性746名(45.8%)、女性840名(51.5%)、無回答44名(2.7%)となっており、女性が男性を94名上回っています。

この男女の割合を、平成24年3月末の登別市の人口の男女の割合と比較すると、人口に占める割合は、男性47.5%、女性52.5%であり、手帳所持者の割合とほぼ一致していることから、当市の障害者手帳所持者の性別での偏りは少ないと考えられます。

※ 表②は、複数の障害者手帳を所持している方の数をそれぞれの障害者手帳の欄に掲載しているため、実際の回収件数1,630件と合計が異なります。

表③ 身体障がい者の年齢別障がい内容

(単位：件)

障がい名 年齢	視覚 障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・咀 嚼機能障がい	肢 体 不自由	内 部 障がい	合計	割合 (%)
0～6				2	1	3	0.2
7～12	2		1	9	4	16	1.2
13～15					1	1	0.1
16～18		1		5		6	0.4
19～30				11	5	16	1.2
31～40		3	1	12	6	22	1.6
41～50	2	3	1	26	21	53	3.9
51～60	8	3	4	76	28	119	8.7
61～64	9	2	5	75	22	113	8.3
65 以上	46	86	27	587	270	1,016	74.3
無回答				1	1	2	0.1
計	67	98	39	804	359	1,367	100
割合 (%)	4.9	7.2	2.9	58.8	26.3		

表③は、アンケートに回答していただいた方のうち、身体障害者手帳所持者の年齢・障がい部位別による集計となっています。年齢別構成は、表①、表②と同様に年齢が高くなるほど人数が多くなっています。

障がい部位別では、肢体不自由が804名（58.8%）、内部障がいが359名（26.3%）となっています。

※ 身体障害者手帳所持者から回収した内容から、障がいの部位別の状況を表しています。

※ 重複障がいの方もいるため、表②と身体障害者手帳所持者の件数とは一致しません。

表④-1 年齢・障がい・居住区別回答者件数

(単位：件)

手帳別 居住区	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳			計	割合 (%)
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級		
登別温泉・登別	45	32	30	44	10	13	5	4	6	15	5	209	13.2
幌別中央東	55	40	34	61	13	7	6	16	11	11	3	257	16.3
幌別中央西	68	40	37	43	14	16	7	17	4	16	2	264	16.7
緑 陽	87	43	53	73	16	11	8	15	4	12	6	328	20.8
鷺別・栄	27	20	25	25	9	5	4	11	5	13	3	147	9.3
美園・若草	58	34	42	66	11	10	4	9	4	8	7	253	16.0
市 外	20	4	4	4	2	4	10	5	1	1	1	56	3.5
無回答	15	12	6	9	1	1	2	11	1	5	1	64	4.1
計	375	225	231	325	76	67	46	88	36	81	28	1,578	100

表④-2 居住区の内訳及び当該地区の人口割合等

居住区	町名	人口 (人)	手帳所持者 数(人)	割合 (%)
登別温泉・登別	カルルス町、登別温泉町、上登別町、中登別町、 登別東町、登別本町、登別港町、富浦町	5,538	209	3.8
幌別中央東	幸町、新栄町、札内町、来馬町、幌別町、 千歳町、常盤町、中央町	8,741	257	2.9
幌別中央西	柏木町、富士町、片倉町、新川町、川上町、 鉱山町	8,359	264	3.2
緑 陽	桜木町、青葉町、緑町、大和町、若山町、 富岸町、新生町	13,659	328	2.4
鷺別・栄	鷺別町、栄町	5,946	147	2.5
美園・若草	美園町、上鷺別町、若草町	8,352	253	3.0
市 外	登別市外の施設等の入所者	—	56	—
無回答	—	—	64	—

表④-1 は、アンケートに回答していただいた方の居住区を表しています。表④-2 では、平成26年3月末現在人口の居住区別割合とアンケート回答者の居住区別割合を比較しています。回答者の中には、無回答の方や施設入所者等で登別市に住所がない方もいるため正確な比較はできませんが、地域別に大きな違いはないと考えられます。

(3) アンケートの回答結果

アンケートは全部で38問お聞きしていますが、その中で主な設問について、回答結果をまとめました。今回のアンケート結果につきましては、今後の障がい福祉施策を推進するための資料として使用します。

1. 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

項 目	ひとりで できる(人)	一部介助が 必要(人)	全部介助が 必要(人)
① 食事	1,275	128	69
② トイレ	1,286	90	99
③ 入浴	1,110	196	164
④ 衣服の着脱	1,235	133	101
⑤ 身だしなみ	1,173	186	102
⑥ 家の中の移動	1,225	126	108
⑦ 外出	910	324	218
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1,119	208	91
⑨ お金の管理	1,073	170	212
⑩ 薬の管理	1,115	158	200

一部・全部介助の必要が多い項目としては、外出(37.3%)、お金の管理(26.3%)、入浴(24.5%)となっており、特に外出に介助を必要としている方が多い結果となっています。

【1で2又は3を選択した場合にお答えください。】 2. あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。

項 目	人数
① 父母・祖父母・兄弟	127
② 配偶者(夫または妻)	309
③ 子ども	213
④ ホームヘルパーや施設の職員	184
⑤ その他の人(ボランティア等)	25

主な介助者は配偶者が多く、次いで子どもとなっており、親族が介助者となっている割合は75.7%となっています。

【2で1～3を選択した場合にお答えください。】

3. あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

(単位：人)

年齢		性別		健康状態	
10代	0	男	256	よい	154
20代	8	女	477	ふつう	441
30代	30	計	733	わるい	170
40代	54			計	705
50代	137				
60代	185				
70代～	291				
計	705				

介助者の年齢をみると70代以上が41.3%で高齢化が進んでおり、性別では女性が65.1%、健康状態が「よい」と「わるい」を比較するとわるいの方が多い状態となっております。一概には言えませんが、介助負担が健康状態に影響している可能性は否めません。

4. あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。（○は1つだけ）

※難病（特定疾患）とは、関節リウマチやギラン・バレー症候群などの治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいいます。

1. 受けている	148人	2. 受けていない	1,164人
----------	------	-----------	--------

5. あなたは発達障害として診断されたことがありますか。（○は1つだけ）

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

1. ある	80人	2. ない	1,164人
-------	-----	-------	--------

6. あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

（○は1つだけ）

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. ある	74人	2. ない	1,254人
-------	-----	-------	--------

7. あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。

(あてはまるものすべてに○)

項目	人	項目	人
1. 気管切開	16	7. 中心静脈栄養（IVH）	2
2. 人工呼吸器（レスピレーター）	14	8. 透析	83
3. 吸入	34	9. カテーテル留置	23
4. 吸引	18	10. ストマ（人工肛門・人工膀胱）	59
5. 胃ろう・腸ろう	30	11. 服薬管理	316
6. 鼻腔経管栄養	13	12. その他	226

何らかの医療ケアを受けている方は、延べ834人となっています。

8. あなたは現在どのように暮らしていますか。（○は1つだけ）

項目	人
1. 一人で暮らしている	257
2. 家族と暮らしている	1,052
3. グループホームで暮らしている	28
4. 福祉施設で暮らしている	60
5. 病院に入院している	68
6. その他	9
計	1,474

家族と暮らしているが71.4%と最も多く、地域で暮らしている方は90.7%となっています。

【9及び10は、8で4又は5を選択した場合にお答えください。】

9. あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。（○は1つだけ）

項目	人
1. 今のまま生活したい	79
2. グループホームなどで暮らしたい	8
3. 家族と一緒に生活したい	27

4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい	8
5. その他	6
計	128

今のまま生活したい方が61.7%と多く、次いで家族と一緒に暮らしたい方が21.1%となっています。

【8で4又は5を選択した場合にお答えください。】

10. 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

項目	人
1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること	42
2. 障がい者に適した住居の確保	40
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること	47
4. 生活訓練等の充実	26
5. 経済的な負担の軽減	39
6. 相談対応の充実	25
7. 地域住民等の理解	11
8. その他	5

必要な在宅サービスや医療ケアはもちろんのこと、障がい者が暮らしやすい住居が必要と考えられます。

11. あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

項目	人
1. 毎日外出する	358
2. 1週間に数回外出する	730
3. めったに外出しない	291
4. まったく外出しない	85
計	1,464

【12から15は、11で、1～3を選択した場合にお答えください。】

12. あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。（〇は1つだけ）

項目	人
1. 父母・祖父母・兄弟	116
2. 配偶者（夫または妻）	380
3. 子ども	168
4. ホームヘルパーや施設の職員	120
5. その他の人（ボランティア等）	24
6. 一人で外出する	556
計	1,364

13. あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

（あてはまるものすべてに〇）

項目	人	項目	人
1. 通勤・通学・通所	236	6. 趣味やスポーツをする	233
2. 訓練やリハビリに行く	173	7. グループ活動に参加する	134
3. 医療機関への受診	893	8. 散歩に行く	419
4. 買い物に行く	955	9. その他	86
5. 友人・知人に会う	314		

14. 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに〇）

項目	人
1. 公共交通機関が少ない（ない）	174
2. 列車やバスの乗り降りが困難	305
3. 道路や駅に階段や段差が多い	416
4. 切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい	102
5. 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	194
6. 介助者が確保できない	61
7. 外出にお金がかかる	229
8. 周囲の目が気になる	75
9. 発作など突然の身体の変化が心配	148
10. 困った時にどうすればいいのか心配	187
11. その他	70

外出する際は、一人で外出する方が多いほか、同伴者は配偶者や子どもなどの親族が多く、目的は買い物や医療機関の受診が多い結果となっています。

また、外出の際の困りごととしては、階段や段差が多いこと、列車やバスの乗り降りが多くを占めています。

15. あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（〇は1つだけ）

項目	人
1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	157
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	22
3. 専業主婦（主夫）をしている	224
4. 福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）	70
5. 病院などのデイケアに通っている	77
6. リハビリテーションを受けている	69
7. 自宅で過ごしている	663
8. 入所している施設や病院等で過ごしている	104
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	1
10. 特別支援学校（小中高等部）に通っている	22
11. 一般の高校、小中学校に通っている	15
12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	2
13. その他（ ）	23

【15で、1. を選択した場合にお答えください。】

16. どのような勤務形態で働いていますか。（〇は1つだけ）

項目	人
1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	39
2. 正職員で短時間勤務などの障がいに関する配慮がある	9
3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	69
4. 自営業、農林水産業など	27
5. その他	10

収入を得て仕事をしている方のうち、パートやアルバイト等の非常勤職員が多くを占めています。

【17・18は15で、2～13を選択した18～64歳の方にお聞きします。】

17. あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

項目	人	項目	人
1. 仕事をしたい	150	2. 仕事はしたくない	163
3. その他	72		

18. 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

（○は1つだけ）

項目	人	項目	人
1. すでに職業訓練を受けている	27	職業訓練を受けたい	105
3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない			270

回答した方の割合としては、仕事をしたいが39.0%、したくないが42.3%となっており、すでに職業訓練を受けているは6.7%、職業訓練を受けたいは26.1%となっています。

19. あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

項目	人
1. 通勤手段の確保	270
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	186
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	294
4. 在宅勤務の拡充	156
5. 職場の上司や同僚等に障がいの理解があること	416
6. 職場で介助や援助等が受けられること	177
7. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	197
8. 企業ニーズに合った就労	155
9. 仕事についての職場外での相談対応、支援	209
10. その他	26

就労支援に必要なことに関しては、職場における障がいへの理解が最も多く、次いで短時間勤務や勤務日数等の配慮、通勤手段の確保となっています。

20. あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

項目	人
1. 家族や親せき	1,100
2. 友人・知人	378
3. 近所の人	123
4. 職場の上司や同僚	44
5. 施設の指導員など	133
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人	109
7. 障害者団体や家族会	39
8. かかりつけの医師や看護師	405
9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	218
10. 民生委員児童委員	54
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	25
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	35
13. 行政機関の相談窓口	119
14. その他（ ）	31

悩みごとの相談相手は、家族や親せきが全体の39.1%を占めており、次いでかかりつけの医師や看護師が14.4%となっています。

21. あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

項目	人
1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	617
2. 行政機関の広報紙	492
3. インターネット	110
4. 家族や親せき、友人・知人	432
5. サービス事業所の人や施設職員	177
6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	73
7. かかりつけの医師や看護師	280
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	272
9. 民生委員児童委員	43
10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	16
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	31
12. 行政機関の相談窓口	111
13. その他（ ）	28

情報を知るうえで最も多いのが本や新聞、テレビ、ラジオで、次いで行政機関の広報紙となっています。

22. あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

項目	人	項目	人	項目	人
1. ある	218	2. 少しある	261	3. ない	765

差別や嫌な思いをする（した）ことがある、少しあると答えた方は、合わせて38.5%となっています。

【22で、1又は2と回答された方にお聞きします。】

23. どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

項目	人	項目	人
1. 学校・仕事場	141	2. 仕事を探すとき	94
3. 外出先	183	4. 余暇を楽しむとき	74
5. 病院などの医療機関	92	6. 住んでいる地域	90
7. その他 ()	18		

24. 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

項目	人
1. 名前も内容も知っている	324
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	395
3. 名前も内容も知らない	512

名前も内容も知っていると答えた方は、26.3%となっています。

25. あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

項目	人	項目	人	項目	人
1. できる	556	2. できない	503	3. わからない	285

一人で避難できると答えた方の割合は、41.4%となっています。

26. 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

項目	人	項目	人	項目	人
1. いる	429	2. いない	395	3. わからない	458

助けてくれる方がいると答えた方の割合は、33.5%となっています。

27. 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

項目	人
1. 投薬や治療が受けられない	613
2. 補装具の使用が困難になる	138
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	177
4. 救助を求めることができない	272
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない	696
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	269
7. 周囲とコミュニケーションがとれない	260
8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	606
9. その他（ ）	41
10. 特にない	137

災害時に困ることが多いのは、「迅速に避難できない」が最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」「避難場所の生活環境が不安」となっています。

◎その他

各設問のその他意見や自由意見につきましても、今後の障害福祉施策の参考にさせていただきます。

4. 市内障害福祉サービス事業所（平成26年11月1日現在）

事業所名	住所	電話	提供サービス
介護サポーターなのはな	柏木町 3-17-14	81-6520	居宅介護、重度訪問介護、行動援護 同行援護
特定非営利活動法人 いぶりたすけ愛 優サービス	桜木町 3-2-10	88-3003	居宅介護、重度訪問介護
ヘルパーステーション あおい（愛桜）	登別東町 3-1-2	83-4039	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
ケアステーションはまなす	登別東町 2-15-21	80-1000	居宅介護、重度訪問介護
ジャパンケア登別	富岸町 2-11-12	82-1777	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
訪問介護ステーション アイケア登別	登別東町 3-21-2	80-1701	居宅介護、重度訪問介護
地域生活支援センター o n e s e l f	常盤町 1-1-25	85-7518	共同生活援助（グループホーム）
グループホームアザリア	中登別町 141-5	83-0311	共同生活援助（グループホーム）
精神障害者グループホーム 「のぞみ寮」	鷺別町 2-32-1	82-2200	共同生活援助（グループホーム）
障害者グループホーム カワ セミ（翡翠）ヤマセミ（山翡翠）	中登別町 141-56	83-0700	共同生活援助（グループホーム）
多機能型事業所ピアチェーレ	中登別町 24-120	83-3210	就労移行支援、就労継続支援（B型）
一般社団法人 いぶり花づくりネットワーク	富岸町 1-10-7	85-1145	就労継続支援（A型）
就労継続支援施設 月とらいおん	幸町 3-6	88-1374	就労継続支援（B型）
すずかけ	富士町 7-1	85-2129	就労継続支援（B型）
登別市総合相談支援センター e n	美園町 2-23-1	86-0707	計画相談支援、地域移行支援 地域定着支援

5. 市内障害児通所支援事業所（平成26年11月1日現在）

事業所名	住所	電話	提供サービス
登別市児童デイサービスセンター のぞみ園	幌別町 3-17-4	85-7721	児童発達支援、放課後等デイサービス

6. 用語の説明

【か行】

●心の障壁の除去（ハートバリアフリー）

心のバリア（障壁）をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいまちづくりを進めていこうという考え方。

【さ行】

●弱者感応式信号機

附属スイッチにより、横断時間を長くすることのできる信号機。

●重度心身障害者医療費助成

障がいの等級１～３級（３級は内部障がいの方）の身体障がい者又はＩＱがおおむね５０以下と判定又は診断された知的障がい者が、道内の医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担分のうち一部を所得に応じて助成する制度です。

●障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に施策の基本となる事項を定めた法律です。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定も義務づけており、本計画もこの法律に基づき策定しています。

●障がい者虐待防止センター

平成２４年１０月１日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障害福祉グループに「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者への支援などの業務を行っています。

●障害者週間

平成１６年６月に障害者基本法が改正され、それまで１２月９日を「障害者の日」と定めていた規定から、１２月３日から１２月９日までを「障害者週間」と定める規定へと改められました。「障害者週間」の期間を中心に、国や地方公共団体では、様々な意識啓発に係る行事などが行われます。

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」になりました。

◎主な改正点

・平成25年4月から

障がい者の定義に難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動により身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害がある方が障害福祉サービス等の対象となりました。

・平成26年4月から

障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化などが実施されました。

●障害福祉サービス

利用者への個別給付として、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分けられます。

（１）訪問系サービス

サービスの種類	実 施 内 容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅での食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。
重度訪問介護	自宅での食事、入浴、排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行うサービスです。
行動援護	行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な方の外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

サービスの種類	実 施 内 容
生活介護	主に日中の障がい者支援施設等で食事、入浴、排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労移行支援	一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方に対し、雇用契約によらない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行うサービスです。
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護や日常生活上の世話をを行うサービスです。
短期入所 (ショートステイ)	短期間、夜間も含め、施設で食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。

(3) 居住系サービス

サービスの種類	実 施 内 容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う障がいのある方に、相談や日常生活上の援助などを行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日。入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。

●小地域ネットワーク（実施主体：登別市社会福祉協議会）

町内会が運営主体となり、その小地域を基盤として住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合い、助け合いを行う活動です。

●自立支援医療

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

◎対象者

（１）精神通院医療

精神保健福祉法に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に必要とする方。

（２）更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた１８歳以上の方で、その障がい除去、軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる方。

（３）育成医療

１８歳未満の身体に障がいを持つ児童や、現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる児童で、その障がい除去、軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる方。

【た行】

●地域生活支援事業

障害福祉サービスの個別給付のほか、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟な事業形態により事業を効果的・効率的に実施します。

事業の内容には、地域活動支援センター事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、相談支援事業などがあります。

●特別支援教育

障がいを持つ児童・生徒の自立と社会参加を支援するための教育。平成１９年４月の学校教育法一部改正により、これまでの障がい種（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・虚弱体質など）に加え、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症などが加わりました。

【な行】

●日常生活用具給付

在宅の重度の障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするために生活用具を給付する制度です。

●ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるという考え方。

【は行】

●発達障害

発達障害は、平成16年12月10日制定の発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されています。

●バリアフリー

段差解消やスロープの設置など、障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。

●バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称で、高齢者・障がい者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めています。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、民間事業主や地方公共団体などが一定の割合の障がい者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。

●補装具給付

障がい者に対して、必要な機能を得るため、義肢、車椅子、補聴器等の交付又は修理を行います。

●ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と受けたい人が対等な立場で関わり、ボランティア本来の「共に生き、共に育ち、共に喜びを感じられる」ように、ボランティア活動に関する相談や活動をしたい人と受けたい人との調整などを行う機関。正式名称は「登別市ボランティアセンター」で、登別市社会福祉協議会内にあります。

【ま行】

●民生委員児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、各市町村に置かれる民間奉仕者です。担当地域内の生活に困っている人や障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な助言、支援などを行います。

【や行】

●養護学校

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、その障がいを補うために必要な知識、技能等を養うことを目的とする学校。

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無や高齢であることなどにかかわらず、すべての人が安全かつ容易に利用できるように、製品、建造物、生活空間及び移動手段などをデザインすることをいいます。

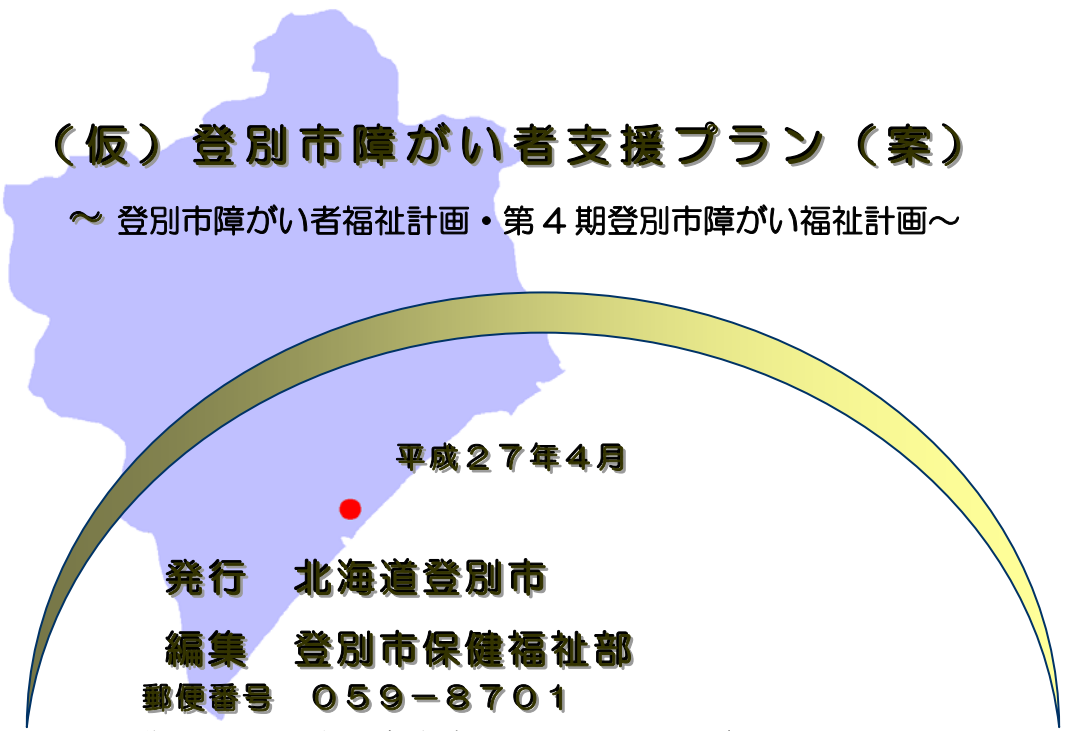
【ら行】

●ライフステージ

人間の一生における年代ごとの段階のこと。

●リハビリテーション

障がいのある人が、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のほか、精神的な回復訓練も含まれます。



（仮）登別市障がい者支援プラン（案）

～ 登別市障がい者福祉計画・第４期登別市障がい福祉計画～

平成２７年４月

発行 北海道登別市

編集 登別市保健福祉部

郵便番号 ０５９－８７０１

住所 登別市中央町６丁目１１番地

電話番号 ０１４３－８５－２１１１（代表）